

平成30年3月

中札内村議会定例会会議録

平成30年3月12日（月曜日）

◎出席議員（7名）

1番	北嶋信昭君	2番	欠員
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君 教育長 上松丈夫君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	坂村暢一君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課長補佐	川尻年和君	総務課長補佐	氏家佑介君
福祉課長補佐	高桑佐登美君	福祉課長補佐	平澤悟君
福祉課長	山本一美君	施設課長補佐	里見晶君
保育園長			

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 木村優子君

◎議事日程

日程第1	議案第11号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案第12号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案第13号	中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第14号	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第15号	中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第16号	中札内交流の杜設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第17号	中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第18号	中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第19号	平成30年度中札内村一般会計予算について
日程第10	議案第20号	平成30年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
日程第11	議案第21号	平成30年度中札内村介護保険特別会計予算について
日程第12	議案第22号	平成30年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第13	議案第23号	平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について
日程第14	議案第24号	平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

- ◎日程第1 議案第11号 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎日程第2 議案第12号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎日程第3 議案第13号 中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第1、議案第11号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第2、議案第12号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第3、議案第13号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括して議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長、よろしく願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、過日開催しました特別職報酬等審議会において諮問し、審議いただき、特別職の給与及び議員の報酬月額並びに委員会の委員等の報酬額について、社会経済環境や当村の財政状況、民間の経済状況、十勝管内町村の状況などを総合的に勘案した結果、その職務と責任に対応する報酬と定めるべきとして答申を受けたものであります。

今回、これに併せて関係条例の一部を改正するものでありますが、中札内村長等の給与等に関する条例において、村長に関する給料月額については、11月臨時議会で決定いただきました中札内村長の期末手当の特例に関する条例同様、中札内村長としての公約の一つとしてトップの姿勢を示すため、私の任期において、村長分のみ凍結するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー16番、議案関係資料の9ページをお開きください。

特別職報酬等審議会では、これまで村長等の給与及び議会議員等の報酬額について、提案趣旨にありましており、村の財政状況や民間の経済状況、管内町村の状況などを勘案し、職務と責任に対応する報酬を定めるべきで、適正な給与及び報酬額の在り方について、調査検討を行う必要があるとされてきており、昨年の答申において、十勝管内の町村において低

い水準にあることから、給与額等の引き上げ改定の答申を行ったものでございます。

最初に、議会議員についてですが、表を見ていただきたいのですが、平成6年の改定から自律の選択などにより二度の減額改定を行い、現在の報酬額になっております。

現行の報酬額は、すべての役職において十勝管内18町村の中で最下位の額で、改めようとする額は、議長は26万7,000円に。

副議長は21万1,000円に。

常任委員長を18万8,000円に。

議員を16万9,000円にしようとするものです。

改定率は、それぞれ約5%の引き上げになり、改定後の管内での状況は、それぞれで16番目の額になります。

次に、表の中段、特別職についてです。

村長、副村長、教育長の給与月額についてですが、平成6年の改定から、自律の選択、公務員の給与引き下げなどにより、村長、副村長は4回の減額改定。

教育長は3回の減額改定を行ってきており、現在の給料月額は、十勝管内で16、17番目となっております。

改めようとする額は、村長が69万6,000円、副村長が59万2,000円、教育長が53万7,000円にしようとするものです。

約2%の引き上げとなり、改定後の管内順では14、15番の額となります。

次に、農業委員、教育委員、監査委員についてですが、農業委員と教育委員は、年間の活動日数及び十勝管内の状況から、これまでも同額の報酬で定めており、今回も同様の改定を行っております。

教育委員会制度の改定により、教育委員長は廃止されているので、農業委員会会長を5万3,000円に。

委員については、それぞれ3万4,000円の改定としております。

今回の改定につきましては、十勝管内での状況を勘案して行っており、職務代理者において引き上げがなかったのは、3万7,600円、この報酬額が決して低い額ではないということから、現行どおりとしております。

次に、監査委員についてですが、識見者については9万円に。

議会選出監査委員は5万円に改定しようとするものです。

引き上げ率は30%、33%と高くなるのですが、監査委員においては、財政健全化法における審査など監査の範囲が広がってきていましたが、改定はこれまで行っていない、十勝管内の比較では、識見者で18番目、議会選出で17番目の額となっており、監査委員としてその職務と責任に対応する報酬として、それぞれの額に改定しよういたします。

ただいまご説明した三つの条例の施行日ですが、平成30年4月1日からとしております。

ただし、村長の給料については、先ほど提案趣旨で説明したとおり、公約により、33年の任期まで現行の68万2,000円といたします。

改定に伴う年間の影響額についてですが、議会議員で110万8,900円、特別職が39万2,380円、農業委員、教育委員、監査委員で94万3,200円。

すべて合わせますと244万4,480円になります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 3件に対する提案理由の説明が終わりました。

これから、この3件を一括して質疑を行いたいというふうに思います。
質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 議案13号の村長等特別職の給与等の条例改正についてであります
が、ただいま村長の方から提案の理由、内容ということで提案がありましたが、特別職中、
村長の給与月額の設定はありません。

これは、一昨年末ですか、復活させた期末手当の役職加算分を村長のみを再凍結するとし
た村長の選挙公約であります。提案理由にありましたとおり、今回も附則の特例措置で平
成33年の任期中までは引き上げないとする提案となったものであります。

しかし、条例に基づいた特別職報酬審議会は、議員報酬、委員会の委員等の報酬、常勤特
別職の給料について審議するため設置されたもので、昨年の平成29年11月に答申され
たものであります。

提案理由にもありましたとおり、答申内容は、社会経済環境や当村の財政状況、民間の経
済状況、十勝管内町村の状況等を総合的に勘案した結果、その職務と責任に対応する報酬な
どを定めるべきだとして具体的に示されております。

私は、この答申を最大限尊重すべきだと思います。

村長分のみを凍結することは、他に与える影響が大きいわけであります。

村にはこの主の委員会がほかにも数多くございますが、そういった委員会で慎重に審議
された内容が村政執行の基本となっており、謙虚に受け止め尊重すべきです。

私は、今回は理解するとしても、今後は以上述べた考え方で村政の執行に当たってもらい
たいというふうに思っております。

それらの考え方について、もし何かあれば、思いを述べていただきたいというふうに思
います。

○議長（高橋和雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） ただいま黒田議員からご質問いただきました。

今回、村長分のみ凍結ということでご提案させていただいております。

こちらの報酬等審議会の答申内容については、私としては非常に重く受け止めておりま
すし、尊重すべき内容だというふうに思っております。

ただ、私については、昨年、選挙で当選させていただいた際に、期末手当の役職加算につ
いては凍結するという公約を掲げて、付託を受けて、今回当選させていただいたわけ
で、その流れからいきますと、中札内村村長の森田匡彦としては、そういった新たな報酬が
増えるような、そのようなことについては、私、森田匡彦という人間については変えないと。

現状の報酬でしっかり働かせていただきたいと、そのように考えております。

ただ、報酬等審議会、先ほども申し上げましたとおり、その答申、具体的に組み込んだ答
申いただいたことについては、十分に尊重しておりまして、私の後の、次に担っていただく
村長については、そのような内容でやっていただければいいのかなというふうに考えてお
ります。

森田としては、そのようなことで当選させていただいたということもありまして、今後は
その方針でこれからも臨んでいきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 私も最後の方に言いましたけれども、それらについては理解してい
るつもりですけれども、冒頭申し上げたとおり、そういうような状況でありますので、今後

に向けた考え方として、ぜひそんな形で私が質疑したことも含めて理解をする中で、村政執行に当たってもらいたと、こういう意見でございます。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聴取させていただきます。

そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 凍結内容については、今ご説明をいただいたので分かりましたけれども、審議会の委員の意見もしっかり踏まえ、個人的に森田氏としての考え方でこのことをやっていくということは分かりますけれども、それに対してやっぱり特別職というのは、そのほかに副村長ですとか教育長と一緒にこの給料改定は行われるということがありますので、そういったことを考えると、やはり特別職であります副村長ですとか教育長にも、やはりいろいろと影響があるのではないかというように思います。

例えば、やっぱり首長がそういうようなことをするという事は、やはりアップに対して遠慮がちな気持ちになるのではないかというように気が私はいたしますけれども、そういった考えはどのようにお持ちでしょうか。

それとまた、これまで報酬については、特別職、議会議員は給料の改定は一体で行われてきましたけれども、その経緯が今までずっとありますけれども、その経緯がちょっと歪められるのではないかというように気がいたしております。

そのことについてのお考えをお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） まず1点目の特別職、副村長、教育長に関する影響ということでありま。

先ほど説明でもありましたとおり、副村長、教育長については、十勝管内でも非常に低いレベルにある。とはいえ、一方では非常にその職責は重たくなっております。

そんな中でも、職員全体のバランスの中でも、村長も含めて答申いただいたということで、先ほど黒田議員の質問にもお答えしましたけれども、報酬等審議会の答申については非常に尊重しておりまして重く受け止めております。

そういった意味で、特別職は上げるというご意見については、十分理解しているところであります。

ただ、これは選挙で当選した村長と、そうではなくて、指名で、議会の皆さまの議決をいただいて任命する副村長、教育長とそこはちょっと分けて考える必要があるかなというふうに思っているところであります。

もう1点、議会と特別職で一体的に上げてきているというこれまでの経緯。

それがちょっと歪められる形になるのではないかというご指摘なのですけれども、これについても、あくまでも、一体的に上げるということでの今回の答申は、きちんと受け止めている中で、あくまでも、選挙で当選した私については、公約との整合性も含めて凍結するというようなご提案の内容ですので、ご理解いただければなというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 考え方としては理解する部分がありますけれども、やはりある程度ルールがあるものに対しては、やっぱりこれからもきちっとやっぱりそのルールをあまり無視することのないような方向でやっていかないと、これからのいろいろな影響が出てくるのではないかという私も懸念がありますので、そういったことがないような方向をこれ

からは行っていくということが一つは努力していただかなければいけないかなということに思いますので、もしそれに対して意見がありましたらお願いします。

○議長（高橋和雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 今回の提案内容についても、あくまでも村長の凍結については、私の任期中ということで考えております。

私の後を担う方については、きちんとした形の中で行われるような、そのような内容での提案にしておりますので、男澤議員のご指摘、理解は十分しているところです。

繰り返しの説明になるのですけれども、今回、選挙の公約との整合性ということもあって、今回の提案について、私については任期中凍結させていただくということでの政治的な方針ということでご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

7番中井議員。

○7番（中井康雄君） 自分も聞きたかった点、今、黒田議員、男澤議員がそれぞれ聞いていただいたので大体のところは理解したのですけれども、今まで、今も男澤議員もおっしゃったのですけれども、この報酬審議会等に諮問する際は、やっぱり議会の方に前もって村長の方からある程度のお話があって、議会ともゆっくりと話をした中で進めていった経緯が、僕、議員になって11年、そういうふうに思っているのですけれども、今回そこら辺がちょっとなかったということで、そこら辺についてちょっと、議会の方に前もって説明をしていただければと思うのですけれども、その辺についてどう考えているのか。

また、先ほど、副村長、教育長等の話もありましたけれども、もしできれば、お二人、何かなければいいのですけれども、どういうお気持ちなのかお聞かせいただけたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 先ほど、議会との意思疎通というか、話ということでのご指摘あったのですけれど、全員協議会の中で、そういったことではお話をさせていただいて、意見交換をさせていただいたのかなというふうに思っております。

ただ、それで不十分だったというようなご指摘であれば、私としても反省すべきだなというふうに受け止めておりますし、ただ、あくまでも、議場でこういったことで審議いただく案件でありますので、あまりにもあらゆることで詰めすぎるのはどうかなというような思いもあります。

ただ、全員協議会の中でのお話、十分私の気持ちは伝えさせていただいたつもりではあったのですけれども、そこでちょっと、もうちょっと不十分だったなという受け止め方されたということであれば、それについては、今後についてしっかり反省して、きちんとしたご理解いただく中で、真摯な議場での議論にさせていただけるような努力はしていきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 2問目に関しては、本来はやはり特別職それぞれ話し合いをした中で提案されているというふうに思っておりますので、もし何かがありましたら答弁願いたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） よく相談してという話だけれども全くないですね。

いずれです、正直言って。

村民の方で、村長、凍結、教育長もでは凍結ですよ。

一般の人はそう考えますよね。

公約ということはよく分かるのだけれども、正直言っていずいですね。

私も9年ちょっと働いてきたけれども、ちょっとやっと上がるのかなと思っています。正直言っ

先ほどの話で、低いですよ。

私、お金で来ているのでないので、そこはいいのですけれども。

私の任期も5月までですから、ほとんどもらわなくて終わるのでないかなと思いますけれども、このことについては、正直言っ

公約ですから、前もって相談も何もないですよ。

だからそこら辺がちょっと私としてはいずさを感じながら、この問題捉えています。

しかし、今村長言われたように、公約ですから、これは致し方ないことではあるのですけれども、その辺はちょっと諸々の進め方としてはどうなのかなというのが正直なところ

ここは大事な議会の場ですから、正直なところを申し上げたいと思いますけれども。

言葉としては何と言っ

これでいいのかなと。

ということで、村長がそうであれば、副村長も私も含めて凍結すべきでないかなというのが、始め聞いたときにそんなふう

お金のことでないのだけれども、やっぱり正直言っ

ただ、もうこういう形で方向性出ていますから、今更ということはありませんけれども、正直申し上げますと、ちょっといずさが残った課題だ

○議長（高橋和雄君） そのほか。

1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） いろいろ意見出ましたけれども、村長あくまでも公約公約と言いながら、任期中ということはこれから4年間ということですよ。

ただ、今教育長も言ったように、いろんな面にこうやって響いているのですよね。

であれば、もう一度審議委員会で、この4年間でなくて、審議委員にもう1回諮問して、そしてもう1回新たな気持ちの中に、考え方を

ほかの人方もいろいろ都合があると思うので。

あくまでもそれを貫くということにはならない。

公約は今とりあえず果たしているはずですから。

その辺もしっかり考えながら、今後に進めていってほしいと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいというふうに思います。

そのほか。

質疑がないようですので・・・

（「議長」と呼ぶ者あり）

○7番（中井康雄君） 一括議題となっております議案のうち、議案第11号に対する修正動議を提出したいと思います。

○議長（高橋和雄君） 修正動議が出ました。

修正動議は一人ででも出せますので、動議を受けたいというふうに思います。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

本件に対して、中井議員から修正動議が提出されました。

したがって、これを本案と合わせて議題といたしたいと思います。

提出者からの説明を求めます。

7番中井議員。

○7番（中井康雄君） それでは、修正動議の説明を申し上げます。

議案第11号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

その修正案についてご説明いたします。

議案第11号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案。

中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての一部を次のように修正する。

附則第1項の次に次の1項を加える。

平成31年4月まで支給する議員報酬額に関する特例措置。

2項、平成31年4月まで支給する議員報酬に係る改正後の中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条の規定の適用については、「267,000円」とあるのは「254,000円」と、「211,000円」とあるのは「201,000円」と、「188,000円」とあるのは「179,000円」と、「169,000円」とあるのは「161,000円」とする。

提案の理由ですが、議員報酬、委員会委員報酬及び村長等特別職の給与等の改定については、中札内村特別職報酬等審議会の答申を受け平成30年4月1日から引き上げる条例改正の提案が今定例会においてされましたが、提案に至るまでの議会との協議が十分にされておらず、議会としての検討・精査を行ってきておりません。

また、提案者である村長自らは、村長給与引上げ分を任期中に限り凍結するという提案がされておりますが、これまで議員報酬と村長等特別職給与の改定は、村民の理解を得るべく、特別職等報酬等審議会の答申とお互いの理解と合意により改定されてきた経緯を鑑み、また、新庁舎建設が計画され、大きな事業費を要し財政負担も増大するときであり、財政状況も勘案して審議会から答申されたとはいえ、納得しがたいものがあります。

しかしながら、昨今の議員のなり手不足が問題とされ、十勝管内各町村においてもその対策の一つとして議員報酬を見直す動きがあること、また、十勝議長会においても十勝の議員報酬は全国標準に比べ低いことから、適正な議員報酬として十勝標準報酬案も示されましたが、本村の議員報酬月額はそれに比較して大きく下回ることや、なおかつ管内でも一番低い現状にあり、このままでよいと考えているわけではありません。

来年には村議会議員選挙も控えており、多くの住民に議会活動に参加してもらわなければならないことを考えると、議員のやりがいや魅力がなくては議員のなり手は本村においても育っていかないことを危惧するものです。

村民の代表である中札内村特別職報酬等審議会からの答申は重く受け止め尊重しなければならないものと理解をしており、議員報酬の引上げは、わずかながらでもその改善に寄与すると捉え、この案件の決定を次の議員に先送りするという事は、今議会で決定を委ねられている現議員として無責任であらうという思いもあります。

これらのことから、提案されている改正案の議員報酬引上げにつきましては、提案された趣旨を理解し、将来を見据え止めるべきではないものと考えますが、我々現職議員の任期中に改定する必要性は乏しく、議案第11号の附則に第2項を追加し、現議員の任期終了月である平成31年4月までの月額報酬を記載のとおり、改正前の報酬額とする附則を追加する修正案を提出させていただきます。

何卒、ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 今、中井議員から第11号に対する修正案が提出されました。

この修正案に対する質疑を行いたいというふうに思います。

修正案に対する質疑はございませんか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わりたいというふうに思います。

それでは、これから1議案ずつ討論、表決に入りたいというふうに思います。

まず、議案第11号に対する討論を行います。

それで、まず、原案に対する討論を行いたいと思います。

これは村から今提出された議案に対する討論ということで理解をお願いしたいというふうに思います。

その討論が終わりましたら、修正案に対する討論を行いたいというふうに思います。

まず、原案に対する討論はございませんか。

よろしいですか。

なければ、先ほど言いましたように、修正案に対する討論を行いたいというふうに思います。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 討論ですから、反対討論からが本来ならそうかなと思いますけれども、私は修正案に対する賛成の討論ということでいたしたいと思います。

先ほども修正案の中で、中井議員の方から修正内容が示されましたけれども、私も一番懸念することは、今、町村内だけでなく、全国的にも議員のなり手がいないということで、この給料改定は最低の状況にある中、我々は上げないでいくというような内容ですけれども、そういうことは、やはり今の問題を抱えている議員のなり手がいないということにも関係してくるのではないかという懸念はありますけれども、私はこのことについては、やはり我々は村長が凍結するという事の内容がすごく引かかる点がありますので、そのことを申し添えます。

それとあともう一つは、先ほども私も言いましたけれども、今までのルールが少し歪められるというようなこと。

特にやはり、先ほど教育長の中でも本当に、教育長がやはりいずいというようなことが言われましたけれども、そういうようなことがやっぱりこれからも発生することのないよう

にお願いしたいなということも含めて、この討論の賛成といたします。

修正案に対する賛成です。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

そのほか討論ありませんか。

ないようですので、これで討論を終わりたいというふうに思います。

それでは、まず最初に、中井議員から提出された修正案に対する採決を行いたいというふうに思います。

修正案に対する採決は、起立により採決を行いたいというふうに思います。

それでは、修正案に対して賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋和雄君） 起立多数でありますので、修正案は可決されました。

次に、原案についての採決を行いたいと思います。

村から出されました議員報酬に対する原案に対する採決をしたいというふうに思います。

修正案は追加修正ですので、原案はそのままの内容での採決になります。

原案について可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋和雄君） 起立多数です。

よって、議案第11号は、可決されました。

修正案と原案ともに可決となりましたので、原案に修正案を付しての決定といたします。

次に、議案第12号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第12号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第13号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第14号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第4、議案第14号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、村長公約であるひとり親世帯が暮らしやすい村づくりの推進の実現に向け、ひとり親家庭等で扶養されている18歳から20歳までの者が所属する世帯の所得税非課税制限を撤廃し、ひとり親家庭等医療費の対象となる児童の対象を拡大しようとするため、一部改正を行おうとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、坂村住民課長、お願いをいたします。

○住民課長（坂村暢一君） それでは、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー16番、議案関係資料10ページをお開きください。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

今回の改正は、ひとり親家庭等医療費の対象となる児童の対象を拡大しようとするものであります。

現行条例で、対象となる児童は、ひとり親家庭等で扶養されている18歳未満の者及び18歳から20歳までの者においては、ひとり親家庭等で扶養されており、その者が属する世帯が所得税非課税世帯であることとされております。

条例第2条、第2項、第3号、イで規定されている所得世帯の所得税非課税制限を廃し、対象を広げようとするものであります。

この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第14号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第14号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第15号 中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) 日程第5、議案第15号、中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つである住んでみたい、住んで良かったと思える移住定住の推進策の充実を図るため、民間賃貸住宅家賃助成金の対象住宅及び移住促進奨励金を拡充する条例の一部改正を行おうとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、成沢施設課長、お願いいたします。

○施設課長(成沢雄治君) それでは補足説明を申し上げます。

黒ナンバー16、議案関係資料11ページをお開き願います。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

ただいま提案説明でありましたように、今回の条例改正は、中札内村まち・ひと・しごと戦略で移住定住を支援する施策の拡充を行おうとするものですが、新旧対照表改定前の4条では、一戸建ての住宅を民間賃貸住宅家賃助成の対象外としておりましたが、改正後は、助成の対象とするものであります。

ただし、第5条を追加し、2親等以内の親族が所有する住宅は対象外とし、一定条件を付け拡充するものでございます。

また、一戸建て住宅を助成対象にすることにより、世帯での入居が想定されることから、第3号の給与収入基準を世帯合算とし、別表により額を定めるものでございます。

12ページをお開きいただき、別表をご覧ください。

別表は、4段階とし、同居親族及び扶養親族の数を0人の場合を改正前の額420万円とし、一人目470万円、二人目520万円、三人目以上570万円と定めるものでございます。

次に、11ページに戻っていただき、第7条の改正ですが、移住促進奨励金の改正は、これまで若者世帯、子育て世帯を対象とした40歳未満または中学生以下の子どもがいる者や、移住後5年以内に住宅を建築し、または購入した者に対し、奨励金の交付をしておりましたが、改正後につきましては、第2項により、第1項に該当しない者を追加し、定住促進の拡充を行うものでございます。

12ページをお開きいただき、拡充した者の奨励金の内容でございますが、第4項各号を追加し、第1号、道外からの移住者の場合、1戸につき30万円。

第2号、道内からの移住に対し、15万円。

第3号、管内からの移住に対し、10万円。

第4号、村内移住から5年の場合については、10万円とし、それぞれ第5号、第6号を定めたものでございます。

附則ですが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものとします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） この今の改正内容は本当に大きな拡充かなというように私は捉えております。

本当に今までのあったものに対して、ある程度拡大をしている。

今までは5年間以内の新築または購入だけであったものを撤廃し、あとは家族たくさんで住んだときには、2親等以外で住んだときの戸建てに対する拡充も行う。

そして、ましてや引っ越したときには、道外、道内、また、村内から引っ越してくるときには、それぞれ金額を支給するという内容で、本当にすごく拡充されているなというように思いますけれども、このことについて、今、こういうような内容をすることによって、どれだけの人口を移住してくてくれるのかなというように想定しているのかということですね。

そして後、こういうようなことに対して、いろいろなこういうような政策があることによって、中札内に行ってみたい、行きやすいことになるなということで引っ越してくてるような呼び水的なことを私はこの改正からは感じますけれども、その引っ越してくれた人たちに対して、これから村としては、やはり来て良かったなと思えるような内容でなければ、やっぱり、引っ越してきて失敗したなというように感じるのではないかと思いますけれども、そこら辺、条例ですから、この内容に対しての質疑なのでしょうけれども、引っ越してきてくれた人ががっかりしないような政策というものは何か考えているのであればお答えください。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

○議長（高橋和雄君） 答弁よろしいでしょうか。

成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） まず1点目でございますが、改正によりどれぐらいの移住者を想定しているかという部分につきましては、予算の中で若干見込んでおりますが、まず、戸建て住宅を改正したことにより、5件程度、見込んでおります。

さらには、第7条の改正で、今まで若者世帯を対象にしていたものを広くするというところで、基本的には道外、道内、管内、村内に移住後5年というような中で、それぞれ引っ越しというのでしょうか、移転に関する助成金というような捉え方をしておりますので、予算的には各1件ずつを想定させていただいているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 後半部分についての考え方でございますが、まず今、施設課長の

方からありましたとおり、予算上はそういった形で大枠見ているわけです。

どちらにしても、議員おっしゃられるように、いかにうちのこの拡充制度だとか、これからも継続している移住定住政策、これをいかにPRしていくかというのが非常に大事だというふうに認識しております。

これは、単純に言えば、ホームページですとかそういったところでということありますけれども、村長も公約に掲げておりますとおり、自ら外に出て行って村をPRするということはこれまでも実施してきておりますので、これを継続する中に、こういった制度の拡充等についても広げて外にPRすると。

これが非常に大事なことなのだろうというふうに思っています。

併せて、今後そういった形で移住された村外から来られた方に対しては、これは村内、村外問わず、中札内村に移住されてきたからには、住んで良かったと思えるまちづくりを進めると。

これは第6期のまちづくり計画ですとか、村長の公約含めて、そういったことが非常に重要だということで挙げておりますので、これを、具体的な政策は公約の中でもまちづくり基本計画の中でもいろいろございますが、これをきちんと進めていくということが一番大事なことかなというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 大体内容は分かりました。

本当にこのPR活動というのが、やはり拡充したのだなということが分かるようなPR方法、そして、それに併せてPRとともに、中札内村の良さを、住んでみたくなるようなPR方法を取らないと、やっぱりそれに結び付いていけないので、ぜひそういったことの努力をしていただければというように思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第15号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第15号、中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第16号 中札内交流の杜設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第6、議案第16号、中札内交流の杜設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内交流の杜の研修室の利用拡大のため、スポーツや文化、芸術に限らず、広く一般の村民の方々にも利用していただけるよう、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を、高桑教育次長、お願いをいたします。

○教育次長（高桑浩君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー16、議案関係資料13ページをお開き願います。

新旧対照表で説明いたします。

条文説明の前に、改正の理由ですが、交流の杜の研修室につきましては、稼働率が非常に低い状態が続いておまして、その利用促進に苦慮しているところであります。

現行の条例では、スポーツや文化芸術の交流の拠点施設としておりましたが、コミュニティ活動や各種団体、サークルなど広く一般の方々にも利用していただけるよう改正することと、それに伴い、特に利用率が低い研修室の3階の部分については、使用期間及び利用料を1カ月単位として利用の増加につながることを期待するものであります。

新旧対照表、まず、第1条の目的ですが、コミュニティ活動や各種団体、サークル等を加えるとともに、創作活動の場を提供することを加えるものです。

次に、別表で定めております使用料の関係ですが、研修室の3階については、研修室8から16までありまして、部屋の広さに応じて現行1時間当たり100円から300円を、それぞれ1カ月当たり3,000円から9,000円に改正しようとするものです。

また、研修室1から16の長期利用の減免の規定については削除をいたします。

その下段の冬期間の暖房料の規定については、研修室の2階の部分の研修室1から7に改めようとするものです。

これは3階に暖房を入れますと、燃料費が大幅に増加するということから、使用者が暖房機器を持ち込んで使用していただくということでご理解をいただこうと考えております。

施行期日は、平成30年4月1日としております。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第16号に対する質疑を行います。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） お聞きをしましたが、ただいま説明のあった3階部分で、今まで現状でこの使用がどのくらいあるのかちょっとお聞かせいただければと思うのですが。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 3階の部分についてはほぼ皆無でございます。

2階についてはある程度の利用はございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 利用の拡大、それと3階の研修室はほとんど稼働率がないということですね。

それで、11月下旬だったですか、まちづくりトークがあったときに、住民の方から交流の杜の空き室を利用したいという要望が出されたのかなというふうに、私も参加していましたから、そういう具合に記憶がありまして、検討したいと。

こういうことから、こういう条例になったのでないかなというふうに思うのですが、現時点でその件と、他の団体、サークルとして話として利用計画があるのかどうか。

さらに、その活用者の意見も聞きながら、今回の一部改正内容となっているのか。

その辺の確認をしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 今、ご質問にありましておおり、11月のまちづくりトークにおきまして、村内で芸術活動されている方からの要望がございました。

早速、交流の杜の研修室をご本人に見ていただいて、各研修室の現状を確認していただきまして、これであれば使えるというそういった感触があったものですから、条例を改正をして、30年4月から使っていただくというもので、ご意見も伺っております。

暖房のことにつきまして、ご意見を伺ったり、こちら側の考え方を説明したりしまして、ご理解いただいたものかなと思っております。

利用計画については、現段階ではその1件のみで、4月以降、広くホームページなどを通じて募集をして使っていただければなというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 大体、分かりました。

そうすると、その11月下旬に、トークのときに出された要望者と大体この改正内容については同意をいただけているということですね。

それで、それぞれ交流の杜、管理というかな、開閉時間や何かいろいろあると思うのですが、ちょっと自分の推測では、3階まで研修室行くと、それぞれ部屋に鍵かかっていますよね。

そこら辺、使用者がいろんな時間帯で自分の趣味を活動するようになるのかなというふうに思うのですが、そこら辺の使い勝手というのかな、使用者が利用しやすいような状況が好ましいのですけれども、その辺の管理等々について、どんな展開になるのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 基本的には、条例規則で定められています開館期間、それから開閉の時間の中での利用にならざるを得ないのかなと考えております。

その一つの理由としては、指定管理者の事務所も中に入っているということがありますし、もう一つ、宿泊棟に宿泊されている方もいらっしゃいますので、例えば、夜間作業をしたいというようなことで、その宿泊者の方などに不安ですとか、あるいは迷惑になることもあるかもしれないということから、条例規則に基づいた利用期間、開館時間で、基本的には使っていただくかなと考えております。

ただ、指定管理者側として、今、毎週水曜日が定休日なのですけれども、水曜日に、例え

ば、大会等があって開けますよということであれば、その日については利用していただくことは可能かもしれないというふうには思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 分かりました。

それと、暖房については、3階ということで、使用者独自で暖房考えてもらうということで、特に暖房料は取らない規定になっているということなのですけれども、何か推測するには、電気の暖房なのですかね。

そこら辺の暖房についてはどんなことを考えているのかということと、あと、やはり先ほどもお話のあったとおり、全然使われ方が皆無ということで、全部で九つの教室があるので

ですか。
皆無であったということで、宝の持ち腐れというか、こんな形で今まで来ているわけですから、ぜひ、ホームページでもそうですけれども、やはり村民の方々、あるいは村外の方も含めてになるのかな、ぜひ、有効的に使えるような方法を具体的に検討して、有意義な交流の杜になるようなことでの努力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聴取させていただきたいというふうに思います。

高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 暖房の関係ですけれども、現状は3階についてはストップしております。

バルブを閉めているというイメージで考えていただければいいのですけれども、仮に一人だけ使う場合においても、それを開けて、3階全体を温めることに機械上になってしまうものですから、そうするとかなりの燃料費コストがかかるということで、灯油のストーブを持ち込んでいただいて利用していただくことを想定しております。

電気ですと、また電気代がかかるということもありますので、相当月額にしますと利用しやすい、安い単価での設定にしておりますので、電気ストーブについてはご遠慮いただきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 今、交流の杜の件ですけれども、認識的には非常にスポーツを中心にした交流というイメージがどうしても今までの中であるのですけれども、文化関係、芸術関係で非常にこういう大きな、そしてまた、新しく立派な形のものの中で、芸術関係の仕事をしたいという管外にも相当おるわけでありましてけれども、村内住民以外の村外、また、管外、そういうところの方々の使用に関しても、今変わった条件の中でのことの押さえでよろしいでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 利用をできる対象者については、村民に限らず、村内外、むしろ村外からも多くの芸術愛好者、あるいは芸術家という方に使っていただくことで、より交流の杜自体の目的達成にも近づくでしょうし、村民との交流の場も自然とできてくることからしますと、アートの村というイメージもさらに高まるのではないかなということ期待しておりますので、広くPRをして、全国から来ていただけるようなことにつながればよいなどと考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、次に進みたいというふうに思います。

議案第16号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第16号、中札内交流の杜設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

15分ほど休憩をしたいというふうに思います。

11時25分から再開をさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時24分

○議長(高橋和雄君) それでは皆さんお揃いになりましたので、引き続き会議を開きたいというふうに思います。

◎日程第7 議案第17号 中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) 日程第7、議案第17号、中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法が平成30年4月1日から施行され、都道府県と市町村の責務が明確化されたこと及び北海道国民健康保険運営方針において、葬祭費の支給額が全道均一となることから、本条例を改正する必要があるため、一部改正を行おうとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) それでは補足説明を、坂村住民課長、お願いします。

○住民課長(坂村暢一君) それでは補足をして説明させていただきます。

黒ナンバー16番、議案関係資料14ページをお開きください。

新旧対照表により説明させていただきます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険の都道府県単位化に向けて、国民健康保険法の一部改正が平成30年4月1日に施行されること及び北海道全体で事務の標準化を図るため、支給額にばらつきのある葬祭費を全道均一にすることによる改正であります。

具体的な改正の概要ですが、国民健康保険法第4条で、国民健康保険運営の広域化に伴い、国、都道府県、市町村の役割や事務が明確されたことにより、条例第1条において、村が行う国民健康保険の事務とし、国民健康保険法第11条で、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会が設置されることに伴い、条例第2条において、国民健康保険運営協議会の名称を市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に変更し、条例第3条において、葬祭費の支給額を1万円から、全道均一の3万円とするものです。

この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第17号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号、中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第18号 中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第8、議案第18号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

それぞれ皆さんの方には、この条例に関する推移ということで資料が配られていると思いますので、参照していただければなというふうに思います。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、この3月に策定いたしました第7期中札内村高齢者保健福祉計画、介護保険事

業支援計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの介護保険料率を定めるため、現行条例の一部を改正するものです。

また、介護保険法第202条及び第203条の改正により、市町村による質問検査権が、第2号被保険者の配偶者等まで拡大されたことから、所要の文言改正を併せて行うものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、補足説明させていただきますが、まず、本村の介護保険会計の状況について、若干説明加えさせていただきます。

本村の65歳以上、介護保険第1号被保険者は、昨年の9月末現在で1,110人、そのうち要介護認定を受けている方は183人で、認定者の割合は16.5%となっておりますが、平成32年度には、65歳以上の方は1,147人、要介護認定者は、現在より81人増の264人になると推計しております。

一方、介護保険料算定の基礎となります介護給付費につきましても、訪問介護のヘルパー利用や短期入所生活介護のショートステイ利用などの居宅介護サービスに係る給付の伸びが想定されるため、今後、3カ年における給付費は2億4,500万円から2億6,000万円程度になると推計しております。

併せて、平成30年度からの第7期介護保険計画では、第1号被保険者による負担割合が1%上昇し、給付費全体の2.3%を負担するとされていることから、その負担増をカバーする必要性が生じております。

これらの状況を踏まえ、本年度末における介護保険事業基金の保有見込額1,000万円のうち、第7期計画で400万円を事業費に投入することで試算を行っております。

それでは、黒ナンバー16番、議案関係資料の15ページをお開きください。

新旧対照表により説明いたしますが、保険料率の改正に関しては、本日配布させていただいた所得段階別の保険料の推移を併せてご覧ください。

現状の介護保険料基準額は、第5段階で、月額3,100円の設定でありましたが、月額900円アップの4,000円、年額4万8,000円とすることで、今後3カ年の介護保険事業を運営できるものと判断し、条例の一部改正を提案するものであります。

新旧対照表をご参照いただきますが、第2条につきましては、保険料率を定めるもので、所得と住民税の課税状況から、9段階に区分し、中間の第1項、第5号を第5段階の基準額として設定。

改正前の年額3万7,200円から、改正後の4万8,000円にしようとするもので、第5号以外の各号は、政令に基づき基準額に割合を乗じた年額保険料となっております。

なお、設定額の詳細につきましては、追加資料の所得段階別の保険料の推移をご覧くださいと思います。

次に、第2条、第2項は、国の消費税増税に関係したもので、所得階層の最も低い第1階層の保険料につきまして、基準額に乗じる割合を0.5から0.45に引き下げ、改正後の保険料を年額2万1,600円に設定し、第1項、第1号の規定によらず、国の施策として低所得者の保険料負担の軽減を図るものであります。

次に、第14条は、被保険者等に関する調査を謳ったもので、市町村職員による質問や調査、資料提供を求める権限が、これまで被保険者と第1号被保険者の配偶者や世帯員とされ

ておりましたが、国の法改正に伴い、第2号被保険者の配偶者、世帯員まで拡大されましたので、一括して被保険者とした表現に改正するものであります。

なお、附則のとおり、一部改正後の条例は、平成30年4月1日より施行いたします。

以上、改正の概要のみ説明申し上げましたが、平成30年度から3カ年の第7期中札内村高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画につきましては、中札内村介護保険運営協議会におきまして、今年度、計4回の会議で慎重審議、ご決定いただき、3週間程度の住民へのパブリックコメントを経て、先月2月26日付で村長への答申がありましたことをご報告申し上げます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わります。

議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） お聞きいたします。

先ほど、第7期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づいて、いろいろと答申もなされて、そしてこの案が出てきたという内容でしたけれども、このパブリックコメントをかけたというようなことがありましたけれども、そのパブリックコメントで何かご意見があったかどうかということと、この計画に当たっては、先ほど言ったような見込み、これからの見込みを考えて、このような金額がはじき出されたのかなというように思います。

そこで、この計画にあたって、重点的にこういったことを村としては取り組みたいというようなことが話されたのかどうか。

そして、その重点的に取り込もうとして考えていたことがあれば、どういった内容のものが重点的に盛り込まれたのかということをお聞きいたします。

○議長（高橋和雄君） 2点についてお願いをいたします。

高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） まず、1点目の村民へのパブリックコメントの結果であります。残念ながらといいますか、ご意見については1件もありませんでした。

ですので、運営協議会の方で協議いただいた内容、そのままストレートに計画として挙げさせていただいております。

2点目ですが、重点として何を置いているかということによろしいでしょうか。

一応、今回改正する保険料につきましては、あくまでも給付額の推計からどれだけ必要かという算定をさせていただいているところです。

以降、30年度から3カ年において何を新たに始めるかというところは、計画の中には具体的にこれを新たにやりますという表記はしておりません。

ちょっと今回の条例改正と外れますけれども、何が必要かという部分は、介護保険運営協議会の中でもいろんなご意見いただいておりますけれども、具体的に何をどういった具合に進めるかというのは、ちょっと今回とは外れますが、協議体という組織を住民からご意見をいただく組織を立ち上げております。29年度において。

その中で、何をどういった具合に進めていくかというのは、今まさに検討中でございますので、ちょっとこの場では何をやるかというコメントは控えさせていただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5 番男澤議員。

○5 番（男澤秋子君） 今の説明でいくと、必要な要件を住民から吸い上げるというか、意見や要望を聞くというようなことを組織をつくって、そして活動していくというような内容かなというように理解したのですけれど、そういうことでよろしいでしょうか。

それともう1点、この改定の金額についてなのですけれども、本当に前回の改定から比べると900円アップの4,000円が出てきておりますけれども、この金額はやはり十勝管内でも最低の金額でないかなというように思っております、ほかの町村でも5,6,000円の金額、料金でいろいろ改定されたのが新聞報道などでされております。

更別でも1,000円アップで5,500円という改定料金の報道がされておりましたけれども、本当に中札内が4,000円でとても低い金額での改定になったかなと思うのですけれども、この金額が低いという要因は何でしょうか。

そのことについてお答えください。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 実際に介護保険のシステムの中で、給付サービスというものに関して、あくまでも算定した金額に必要な保険料はどれぐらいかということで、今回提案させていただきます。

一方、住民からご意見を聞くという部分は、直接的にこの介護保険の保険料に反映するものではなくて、あくまでも地域で何ができるかという話し合いをしていただいているので、ちょっと一緒のような答弁してしまったのですけれども、これから村において何が重要かというのを改めて考えさせていただく話し合いの場であります。

金額につきましては、今回改正して4,000円という金額、議員もおっしゃられたとおり、管内で一番最低額です。

4,000円代というところはほかにも2町ほどございます。

何で低いのかという話になりますが、実を申しますと、前回改正いたしました27年3月末の段階で、介護保険の事業基金というのが3,400万円保有しておりました。

この3,400万円を使わないで保険料を上げるわけにはいかないということで、前回は大幅な引き上げは止めて200円だけのアップさせていただいているところであります。

この基金は、この3年間で、1年当り800万円程度、3年で2,400万円使い果たす結果に今のところはなっております。

なので、基金については1,000万円しかない。

ただし、1,000万円あるので、想定以上に保険料を引き上げるわけにもいかないところで、基金を残して保険料を上げるというわけにはいきませんので、この3年間で400万円使わせていただいて、全くなしにしない状態にするにはいかほどの保険料にしたらいいかということで算定した結果でございます。

ですので、ほかの町村が5,000円代だ6,000円代だ、それに倣っていないのでないかという単純な比較にはならないというふうに感じております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5 番男澤議員。

○5 番（男澤秋子君） 分かりました。

4,000円で済んだということ、基金をある程度崩して、不足の分に充てるということが分かりましたけれども、やはり、その基金もこれから私も気になることは、高齢者が多くなるということは、やっぱりこの介護を受ける人も多くなるということは、この事業が段々

必要になってくるということでは、これからはその基金がなくなったときには、それ相当の負担をいただかなければ、この事業は成り立たないということに理解いたします。

今言われたように、今回においては、4,000円になったということの内容については理解いたしましたけれども、やはりその前に必要なのは、介護を受けないでいいような人を村の中で育てるといふか、そういう人を多くするといふことが大きな目的といふか課題だと思いますので、そういった介護を受けなくてもいいような人をこれからも多く、高齢者が元気でいられるような、そういうような施策を考えていただければと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、次に移りたいというふうに思います。

議案第18号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第18号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第19号 平成30年度中札内村一般会計予算について

◎日程第10 議案第20号 平成30年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第11 議案第21号 平成30年度中札内村介護保険特別会計予算について

◎日程第12 議案第22号 平成30年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第13 議案第23号 平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第14 議案第24号 平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第9、議案第19号から、日程第14、議案第24号までの平成30年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算についての6件を一括して議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま一括上程議題に供されました、平成30年度各会計予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

平成30年度予算は、当初予算としては私の就任後初めて編成する予算であり、第6期まちづくり計画後期基本計画の初年度となります。

これまで行ってきた重点施策である子育て支援や定住促進施策を継続、拡充するとともに、子どもからお年寄りまですべての方が安心して暮らせる村づくりのため、後期基本計画に基づき、各施策、事業への反映を行っております。

平成29年度の肉付け後の予算との比較では、一般会計は、対前年比12.5%増となる45億3,830万円に調製し、五つの特別会計を合わせた総合計では、対前年比7.3%増の52億5,852万円に調製しております。

詳細については、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、補足説明をお願いしたいと思います。

はじめに、一般会計について、阿部総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは、一般会計予算について補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー18番、中札内村各会計予算に関する資料、これに基づきまして説明させていただきます。

1ページをお開きください。

はじめに、歳入ですが、目的別比較表で説明いたします。

1款村税についてですが、村民税は、個人村民税の増加などにより、全体で対前年比4.5%の増となっております。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、そして、7款自動車取得税交付金につきましては、前年度の実績などを勘案し、減額または追加しております。

9款地方交付税は、前年比8,876万9,000円の減で、内訳として、普通交付税は15億812万7,000円、前年当初比約8,870万円、5.6%の減。

特別交付税は、1億1,000万円で前年同額で計上しております。

普通交付税の大幅な減額は、これまで景気悪化を受けて計上されていた歳出特別枠の廃止によるものが主な要因になります。

12款使用料及び手数料、前年比2,130万円増加の主な要因は、昨年度牛舎が完成し、受入頭数の増加が見込め、牧場使用料の増加によるものが主な要因です。

13款国庫支出金、前年比2,521万5,000円の減ですが、これは戸蔦大橋の災害復旧事業に係る補助金の減少が主なものです。

17款繰入金、7億8,268万3,000円の増加ですが、これは平成28年にプール建設時に借り入れた地方債を繰上償還するため、減債基金の繰入れを行うのと、堆肥化施設、文化創造センターなど修繕工事に公共施設整備基金を繰入れするのと、新庁舎実施設計に庁舎整備基金を繰入れするほか、財源不足分を財政調整基金から繰入れを行うため、大幅に増加しております。

19款諸収入、1,374万4,000円の増加の主な要因は、借入額を拡大するため、中小企業振興資金貸付金の預入金を6,000万円から7,000万円に1,000万円増額したことによるものです。

20款村債、9,670万円の増ですが、主な要因は、屋内多目的運動施設整備事業により1億3,040万円借り入れを予定していることなどによります。

2ページをお開きください。

歳出についてですが、性質別比較表により説明いたします。

1の人件費、前年比1,747万円の増加は、新年度、保健師の採用による人員増と退職

手当の事前納付金の率の引き上げなどにより増加したものでございます。

2の物件費は、7,486万円増加しております。

委託料で文化創造センター音響照明及び図書館業務や村民プール管理委託などにより増加しております。

需用費につきましては、学校給食食器類更新、交流の杜地下タンク修繕などにより増加しております。

3の補助費等で、補助金・交付金が増加していますが、主な要因は、恵津美ハイツ改修に係る補助金によるものでございます。

4の扶助費の増については、介護給付、特例介護給付費が増加したことによるものが主な要因であります。

6の普通建設事業費は、前年と比較すると大きく増加していますが、30年度は堆肥化処理施設の修繕工事、多目的運動施設整備工事、消防自動車購入などにより増加をしているものでございます。

12の公債費、元利償還額の増加は、繰上償還によるものです。

次に、3ページから5ページまでは、補助金・交付金の一覧表を前年比較で記載していません。

先ほど説明した恵津美ハイツ改修事業補助金が3ページの中段より少し下に記載されています。

6ページから8ページは、30年度の普通建設事業の一覧で、事業概要について右側に記載をしております。

9ページ、10ページは、その位置図になります。

次に、11ページですが、基金残高見込額調書です。

この表は、各基金の29年度末及び30年度末現在高を見込みで一覧にした調書であります。

次に、12ページから15ページにかけては、村税の明細書であります。

それぞれ参考にしていただきたいと思います。

次に、16ページから47ページまで。

ここまでは、新年度予算の特に特徴的な事務事業の説明書となっております。

これらのうち特に説明の必要のあるものについては、審議時にそれぞれ担当課長からご説明いたします。

最後になりますが、村長公約の一つでもある新規事業の職員提案制度を、新年度、予算反映をしております。

今回の提案は、職員10人から22件の提案があり、村長、副村長、教育長と協議を行い、職員の自主研修への助成、ラインスタンプの作成などこれまでの予算を活用して実施するものを含めて、7件の事業を実施しております。

以上で一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） このほか、国民健康保険等の特別会計の補足説明は、午後から行うとして、1時まで休憩をしたいというふうに思います。

暫時休憩をいたします。

1時から再開をさせていただきます。

休憩 午前11時58分

○議長（高橋和雄君） 1時になりましたので、引き続き会議を開きたいというふうに思います。

それでは、補足説明を続けさせていただきたいと思います。

一般会計が終わりましたので、次に、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について、坂村住民課長、お願いします。

○住民課長（坂村暢一君） それでは国民健康保険特別会計から説明させていただきます。

黒ナンバー18番、予算に関する資料48ページ、目的別比較表をお開きください。

平成30年から都道府県単位化が実施され、北海道が国保財政運営の責任主体となるため、それに伴い、予算課目が新設・廃止されます。

歳入では、国庫支出金のほか3項目、歳出では、後期高齢者支援金等のほか3項目が廃止となり、新たに追加される項目は、歳入では、7款村債、歳出では、3款国民健康保険事業費納付金、5款財政安定化基金拠出金の2項目となります。

最初に上段、歳入ですが、1款国民健康保険税は、北海道から示された国民健康保険事業納付金をもとに算出した保険税の収納額を1億3,645万8,000円とし、前年度比430万円、3.3%の増と見込んでいます。

2款道支出金は、国庫支出金がなくなり、北海道の特別会計を通じて道支出金として交付されることになるため、前年度比2億5,500万円の増で2億8,510万5,000円を計上しております。

4款繰入金は、財政安定化新事業の減額により、前年度比470万円、14.1%減の2,881万円を見込んでおります。

次に下段、歳出ですが、2款保険給付費は、前年度比1,290万円、5.0%増の2億7,028万4,000円を見込み、3款国民健康保険事業費納付金は、本村の被保険者数、被世帯数、所得等をもとに北海道で算出した額1億6,786万8,000円を計上しております。

6款保険事業費は、658万9,000円で、前年度比73万円、10.0%の減となっております。

平成30年度の国民健康保険特別会計の予算総額は、前年度比5,900万円、11.6%減の4億5,040万円としております。

なお、本予算案については、過日開催された国民健康保険運営協議会において説明し、ご了承をいただいております。

次に、57ページ、後期高齢者医療特別会計について説明をさせていただきます。

後期高齢者医療特別会計は、全体で前年度比240万円、3.7%増の6,720万円となっております。

上段の歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、広域連合による推計をもとに算出しており、北海道全体の被保険者数や平成29年度の確定賦課時決定保険料により、前年に比較してほぼ同額の4,668万7,000円を見込み、2款繰入金は、一般会計からの事業費繰入れ及び保険基盤安定繰入などで170万円、9.4%増の1,995万2,000円を見込んでおります。

次に、下段の歳出ですが、1款の総務費は、保険料軽減特例の見直しのための後期高齢者システム改修により50万円、21.7%増の305万5,000円を見込み、2款の後期

高齢者医療広域連合納付金は180万円、3.0%増の6,353万5,000円を見込んでおります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、介護保険特別会計について、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） 介護保険特別会計について、同じく予算に関する資料をもとに概要のみ説明させていただきます。

資料の49ページをお開きください。

介護保険会計の予算総額は、歳出の総務費並びに保険給付費の増額により、前年度対比5%、1,280万円増の歳入歳出同額の2億6,730万円となっております。

まず、ページ上段の歳入ですが、1款介護保険料は、第1号被保険者を前年よりも10人増の1,121人と見込んでいるほか、先ほど、平成30年度からの第7期介護保険料事業計画に基づく介護保険条例の一部改正をご承認いただきましたが、介護保険料の改正によりまして、前年よりも1,270万円余り、30.2%増の5,476万7,000円を計上しております。

3款国庫支出金は、29年度の保険給付費の実績から、給付額増加に伴う国費の収入増を見込み、前年度当初予算よりも2%増の5,972万6,000円を計上しております。

その下、4款道支出金並びに5款支払基金交付金につきましても、国庫支出金と同様に若干の収入増を見込みまして、道支出金が0.9%増、3,756万円。

支払基金交付金は0.2%増の6,534万4,000円としております。

さらにその下、7款繰入金につきましても、介護保険料の改定に伴う収入額の増加から、当初の段階では、介護保険事業基金の繰り入れを予定しない予算編成を組みまして、前年度比2.9%減の4,989万1,000円を計上してございます。

次に、下段、歳出ですが、1款総務費は、平成12年度の制度創設以降、これまで使用してまいりました介護保険システムのバージョンアップに係る費用483万円並びに第7期計画に関係した制度改正に伴う介護保険システムの改修、これに係る費用246万円程度を見込んでいるため、前年度よりも680万円余り、92.3%増の1,419万2,000円を計上してございます。

2款保険給付費は、29年度の給付実績並びに介護サービス受給者の増加見込みから、3.4%増の2億3,521万5,000円を計上してございます。

次に、4款地域支援事業費では、前年度途中より村の直営で実施することとなりました生活支援体制整備事業に係る委託料の減額などから、前年度よりも170万円余り減、9%減の1,735万2,000円としております。

なお、今議会初日、村長の執行方針で申し上げましたが、地域支援事業において実施いたします新たな介護予防教室の内容並びに介護経験者などの集いの場として設置いたします中札内介護カフェにつきましては、説明を省略させていただきますが、事業の詳細を55、56ページの事務事業説明書に掲載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、予算に関係した資料として、50ページから52ページにかけて、歳入歳出内訳明細書を。

53ページに介護給付費の推移。

54ページには、保険給付費の内訳等を掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

以上、予算の概略を説明いたしました。平成30年度予算案につきましては、2月23

日開催の介護保険運営協議会の議案として提出し承認を得ていますことを申し添えます。
以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 介護保険特別会計の補足説明が終わりました。

次に、簡易水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計について、成沢施設課長、お願いをいたします。

○施設課長（成沢雄治君） それでははじめに、簡易水道事業特別会計の概要についてご説明をいたします。

黒ナンバー18、予算に関する資料の58ページをお開き願います。

まず、目的別比較表で説明いたします。

予算の総額は1億2,280万円で、前年度対比13.4%の減となっております。

まず、歳入ですが、1款分担金及び負担金は2,666万6,000円で、更別村及び中札内村営農用水からの負担金が減額となり、前年度対比1,831万1,000円、40.7%の減となっております。

2款使用料及び手数料は、平成29年度実績見込みから8,748万6,000円を見込んでおります。

4款繰入金は、基準内繰入れとして元金償還金の2分の1に相当する808万5,000円を計上してございます。

次に、歳出ですが、1款簡易水道費は、前年度対比242万9,000円、3.0%の増となっております。

これは高区配水池耐震診断設計委託などによるものでございます。

2款共同施設管理費は2,336万1,000円で、前年度対比2,131万2,000円、47.7%の減となっておりますが、平成28年度の台風の影響による濾過池清掃委託等が完了したことによるものでございます。

次に、59ページをお開きください。

歳出予算の性質別比較表ですが、1の人件費では、職員3名分の人件費を計上しております。

2の物件費は、南札内浄水場管理人及び作業員賃金、水道メーター検針等委託、調査委託費、水道メーター購入費などを、前年度対比36.2%の減となっております。

3の受水費は、広域水道企業団負担金として3,200万3,000円を見込んでおりますが、これは国営応急対策事業による導水管入替工事期間中の対応として、畑かん利用者へ送水するため、前年度対比11.6%増となっております。

7の簡易水道事業基金費は、今後の水道施設の維持補修に備え、利子を含め1,465万円の積み立てを見込んでおります。

次に、公共下水道事業特別会計についてご説明いたします。

60ページをお開きください。

目的別比較表で主なものをご説明いたします。

予算総額は1億9,680万円で、前年度対比21.4%の減となっており、浄化センター監視制御設備更新工事の完了が主な要因となっております。

まず歳入ですが、2款使用料及び手数料は、平成29年度実績見込みから5,900万6,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金2,330万円は、浄化センター設備の返送流量計、ポンプ水位計、流入量計更新工事及び長寿命化工事の実施設計委託費など社会資本整備総合交付金を見込んで

おります。

7款村債は、浄化センター設備更新の財源として1,990万円を計上しております。

次に、歳出ですが、1款総務費6,047万1,000円は、監視制御設備更新工事の完了により前年度対比5,547万8,000円、47.8%の減となっております。

2款浄化センター維持管理費4,078万円は、光熱水費、修繕費、指定管理委託料、汚泥処理費などが主なものでございます。

次に、61ページをご覧ください。

歳出予算の性質別比較表ですが、1の人件費は、職員1名分を計上しております。

2の物件費委託料4,203万8,000円は、浄化センターの改築更新分実施設計委託費、ストックマネジメント計画策定委託、維持管理費、委託費などが主なものでございます。

4の普通建設事業費2,960万円は、浄化センター設計設備更新工事などを予定しております。

これで簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明が終わりました。

お諮りをいたします。

議案第19号から議案第24号に係る平成30年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算の6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第24号に係る平成30年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

もう一つ、お諮りをいたします。

審査の方法は、予算審査順序に従い、最初に一般会計の歳出予算を審査し、次に、歳入予算全般を行い、引き続いて、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の順に進め、最後に全般的に審査を行いたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

それでは、一般会計の歳出から審査を進めたいというふうに思います。

一般会計の審査順序については、1款、2款をまとめて。

次に、3款、4款、5款をまとめて。

次に、6款、7款、8款をまとめて。

その後、9款、10款はそれぞれに。

11款、12款、13款、14款を一括して進めたいと思います。

各款の大まかな概略について説明を受けた後、各議員の質疑を受けたいと思います。

なお、質疑に当たっては、該当するページを述べていただくとともに、審査をスムーズにするため、1回の質疑は3問程度とするようご協力をお願いしたいというふうに思いま

す。

それでは、予算審査を始めたいというふうに思います。

まず、1款議会費、2款総務費の概略説明をお願いしたいというふうに思います。

阿部総務課長、お願いをいたします。

○総務課長(阿部雅行君) 1款議会費と2款総務費の予算概要について説明いたします。

特徴的なもののほかは、予算に関する資料により説明させていただきます。

はじめに、黒番号17番、予算書の48ページをお開きください。

48ページの説明欄中段より少し下の方になります。

17節土地購入費1,331万1,000円は、ときわ野第4次分譲地の東側、基線沿いの約6,200平米を購入いたします。

平成28年に購入した残地分になります。

価格については、28年と同様、平米当り1,580円で、約980万円。

このほか、約400万円は、宅地分譲の買戻し分を予算化しております。

この6,200平米につきましては、景観に配慮した鑑賞植物を植栽する予定であります。59ページをお開きください。

説明欄中段、ふるさと会地域交流事業費、総額102万8,000円ですが、この事業は、ふるさと会3回の活動推進に係る経費ですが、30年度は、東京ふるさと会が設立30周年を記念し、会員17名が6月16日、村に訪れ交流会などを開催いたします。

このときの交流費用、移動車両の借り上げなど、例年と比べまして20万円ほど増加しております。

65ページをお開きください。

65ページは、選挙費になります。

知事及び道議会議員選挙費ですが、投票は31年4月ですが、告示が3月予定ですので、30年度から予算化をしております。

特定財源として同額予算化しております。

それでは次に、黒ナンバー18番、予算に関する資料の事務事業説明書により説明いたします。

黒ナンバー18番の16ページをお開きください。

16ページの下段です。

新庁舎建設実施設計委託は、平成32年度までの建設に向け、実施設計と地中熱活用のため地質調査を行います。

特定財源として実施設計は庁舎基金を活用し、地質調査は、10分の10の補助金を活用して実施いたします。

17ページ上段の職員研修事業は、前年度に引き続き、北海道市町村振興協会が主催する海外、道外、道内研修に参加し、行政能力の向上と広い視野を持つ人材の育成を図ります。

また、これまで北海道の自治体職員を対象に、名寄市、旭川市で2年ごと開催してきた地方財政ゼミナール、このゼミナールを30年、31年と中札内村で開催する予定で、人口減少下における地方財政の課題や国における最新の動きなどについて、全道の自治体職員とともに学んでまいります。

下段、街路防犯灯塗装工事は、昨年度から景観に配慮した街並みを進めることと併せて、腐食を防止することも目的に、塗装が劣化した街路灯、防犯灯の塗装を計画的に行っております。

昨年度は国道沿い67基、30年度につきましては、38号インター線より南側村道の48基を予定しております。

18ページをお開きください。

公用車の更新事業です。

これにつきましては、老朽化した公用車の更新を計画的に行ってまいります。

30年度は、走行17万キロメートルを超えた軽自動車から積載可能なバンタイプを北海道市町村備荒資金組合の車両防災資機材譲渡事業を活用し、購入後の譲渡を受け、5年間の償還で導入いたします。

こちらには記載していませんが、この一般公用車管理事業で、職員の交通安全意識の向上と事故対策で、全車両にドライブレコーダーを設置してまいります。

下段、コミュニティバス運行事業は、運行委託などで予算額937万4,000円、村民の生活の足確保のため、効果的な運行を目指してまいります。

また、イベント時の運行、体験試乗会を実施してまいります。

19ページ上段、広報作成事業です。

より親しまれる広報誌を目指して、4月から表紙をカラーページにいたします。

また、7年ぶりに役場職員を紹介する冊子を作成し、全戸に配布する予定でございます。

下段、ふるさと納税の推進に係る事業です。

予算額は、返礼品と送料などで1,204万8,000円と前年に比べ増額しております。

寄付者の利便性の向上を図るため、受付サイトを1カ所から3カ所に増やし、地場製品の消費拡大と村の魅力PRに取り組んでまいります。

20ページ、日本で最も美しい村連合事業は、予算額304万3,000円、これは先進自治体との情報交換や連合全体での取り組み。

また、北海道連携会議での活動のほか、このネーミングを活かした活動を行ってまいります。

また、30年度の総会フェスティバルは、北海道鶴居村で開催されることから、景観まちづくり委員とともに参加をいたしてまいります。

下段、ふるさとづくり事業は、例年どおり予算は100万円としますが、事業メニューの中で美しい村連合加盟をきっかけに、住民の中から街中をきれいにしていく清掃活動などの機運があり、それを支援する事業を加えてまいります。

21ページ上段、中札内花咲くコンサート事業は、予算額800万円。

平成30年度は3年目となりますが、交流人口の増加や村の魅力発信のため、帯広市、民間企業と連携して実施いたします。

30年度の開催日は、7月22日、日曜日を予定しています。

これまでより1カ月早い取り組みとなります。

チケットの購入も幅広い手段で入手できるよう検討しているところでございます。

以上で概要の説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 議会費、総務費の概略説明が終わりました。

それでは、これから質疑を受けたいと思います。

1款議会費と2款総務費の質疑を受けたいと思います。

ページは39ページから67ページまでです。

質疑をお願いいたします。

7番中井議員。

○7番（中井康雄君） それでは、予算に関する資料で質問させていただきますけれども、21ページ、中札内花咲くコンサート事業についてですが、800万円という高額での事業でございますけれども、今年で3年目ですか、まだそれを継続するメリット、また、今までの村民の方々がどの程度参加していたのか。

ちょっとそこら辺をお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 花咲くコンサートを中札内村で開催するメリットですけれども、これにつきましては、やはり小さな中札内村がこのようなコンサートを発信するということは、対外的にそれなりに大きな効果があると思います。

また、経済的効果につきましては、それほど宿泊施設があるから大きくはないかとは思いますが、道の駅等、当日は過去2年間においてもかなり混雑する状況は聞いております。

また、PRするちらし等に、中札内村の食事処等も昨年度からは記載するようにしておりますので、そこら辺は経済効果があるのかなと思っております。

また、これにつきましては、広域的な事業、帯広市または民間企業と行っていますので、ともに連携して大きな事業に取り組むということを協議しながら、帯広市の意見等を聞きながら進めていく中で参考になることも多々ありますので、そういう実行委員会形式で進めている中でも職員に対してはメリットがあるかなと思っております。

当面は、来年で3回目になるのですけれども、支援していただく企業の意向で5年は継続したいという意向を持っていますので、5年は実施していきたい考えでございます。

もう1点ご質問のありました村民の参加状況なのですけれども、村民が何人参加しているというのは押さえている状況にございません。

ただ、中札内村で開催しておりますので、村民の方が多く参加していただきたいというのは私たち開催する者の意向ありますので、広くPRするような形は取っていききたいと思っております。

村民に対して、より参加してもらおうような特典等はないのかという検討は、過去あることはあったのですけれども、そのチケット等が必ずしもその本人が来るのかとか、そのような問題がありますので、そういう面で今まではできてきておりません。

○議長（高橋和雄君） 7番中井議員。

○7番（中井康雄君） 800万円というかなり高額な金額ですので、いろいろそれを外部に中札内村をPRする面とか、いろいろ今お話あった職員間のいろいろな勉強だとか、そういうのは分かるのですけれども、やっぱりせつかくこれだけの金額を投入するのであれば、やっぱり村民になるべく多く参加していただきたく、何かいい案を出しながら、村民の方が参加しやすいような、見ていただけるようなそんなことを努力をしていただきたいというふうに思っております。

人数的にも押さえていないということですが、参加している方々に聞いてみると、あまり中札内村民の顔を見かけなかったような話もありますので。

せつかくのこういう事業でございますので、金額的にもかなり大きなものもございますので、なるべく村民の方も参加する中で、この意義を十分村民の方々にも理解していただくということも必要なことかと思っておりますので、このようなこともこれからちょっといろいろと検討していただきたいなど、そんなふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきますが、この件について答弁あります

か。

阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） これから実行委員会が何回も開催されますので、今、ご意見のあったようなことをどのような形でできるか話し合っていきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 関連でもありますけれども、今回3年目、5年は一応継続を考えておられるということでもありますけれども、村として実行委員会方式、例えば、村800万円予算計上してありますけれども、ほかの企業、また、帯広市がどのぐらいの金額で総予算がどのぐらいになっているのか、ちょっとお分かりでありましたらお知らせいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（高橋和雄君） 氏家総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（氏家祐介君） 29年度の花咲くコンサートの総予算とその財源の内訳でございますけれども、総予算、およそ3,700万円の事業費となっております。

内訳としましては、村からの補助金が800万円、帯広市からの補助金が200万円。

チケットの売上収入が830万円、残り1,900万円ほどが企業からの寄付金となっております。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 予算、大体去年の額で聞かせていただきました。

村から800万円、市から200万円ということですね。

残りがチケット代と企業からの金額。

単純比較でありますけれども、当村で開催しているということもあつての800万円計上、人数的に考えたら200万円がどうかという、私は思いはしますけれども、入場チケットが830万円、多分村民の方々、これに参加をされておられるの方々、村から800万円という予算計上、非常に認識が薄いかと思っております。

村からこんなにこのコンサートに800万円も出ているのかという数字がちょっとありますけれども、文化芸術を発信する村として、こういうコンサートも必要かとは思いますが、5年間、今後、今回3年目ですから後2年間は継続を考えておりますけれども、村もこれに合わせて5年間というお考えはそのままであるのかどうかお聞きをします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 村の方につきましては、当面5年間継続して開催したい意向でございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問は。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは何点かお伺いをいたします。

ページはないのですが、執行方針の中で、私も今まで何回か言ってきたことあるのですが、新電力からの電力調達ということで、方針の中では今まで実施していなかった高压電力契約、いわゆる50キロワットアワー以上を高压と言っているみたいですが、その10施設を4月から実施をするということなのだと思いますけれども、その10施設とはどここの施設なのか。

あるいはまた、予定している各施設ごとの効果額を教えてくださいのと、あと、低压電力ということで言ってみれば50キロワットアワー未満かな、相当数の施設があると思うので

すけれども、これらの実施についてはどういうふうに考えられたのか。

その辺を、状況について教えていただきたいというふうに思います。

それから、47ページの職員の構成比ですけれども、先ほど、それぞれ研修をやるということの説明がありましたよね。

これらについては、先ほども言われたとおり、村づくりの基礎となる人材育成と、こういうことで大切なことではないのかなというふうに私も考えておまして、よって、それぞれ海外、道外、道内、市町村アカデミーと違ってずっと列記してありますよね。

これごとの、ちょっと細かくて申し訳ないのですが、参加人数をどういうふうに予定されているのかを教えていただきたいというふうに思います。

それから48ページの委託料、村有木伐採委託20万円ということで計上してありますけれども、これはこの場所と内容を教えていただきたいというふうに思います。

とりあえず3点です。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（川尻年和君） 私の方から、研修及び村有木伐採について説明させていただきます。

まず研修の方でございますけれども、今年度から市町村協会の外国、そして道外、道内ということで参加してきております。

この部分に関しては、各1名ずつということで参加をし、次年度においても参加していくということに予定しております。

あと、市町村アカデミーが3名を予定しております。

そのほか、十勝町村会の研修、初級、中級、新規採用といったものについては、初級が3名、中級が2名、新規採用については2名というような形で参加していく予定になっております。

次に、村有木伐採委託の関係でございます。

この部分については、まだ場所等は特定しておりませんが、支障が出てきたところ、随時対応すべく予算計上をしているところです。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 30年4月から新電力に切り替える10施設についてご説明いたします。

10施設は、役場庁舎、保健センター、きらきら保育園、カントリープラザ、中小、中中、村民体育館、交流の杜、プール、文化センター、10施設です。

軽減額ですけれども、数字をまるめさせていただきます。

10施設で520万円ほどなのですが、役場で40万円、保健センター15万円、保育園25万円、カントリープラザ20万円、小学校90万円、中学校35万円、体育館40万円、交流の杜55万円、プール80万円、文化センター115万円。

合計すると先ほど説明した数字とちょっと合わないかもしれませんが、およそ10施設でこのぐらいになります。

とりあえず、今回高压施設に絞ったのは、下がるメリットが大きいことから高压施設にしてございます。

低压施設につきましては、メリットがそれほど出ない状況なので、今回は入れておりません。

新電力の方が昨年、一昨年あたりから割と安定した状況で、道内自治体取り入れてきてい

ますので、その状況が続けば、低圧の方に切り替えという話もあるかと思いますが、まずは高圧施設から切り替えていくという考えでございます。

低圧については、何年に替えるという計画は、今のところはございません。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 新電力の方はよく分かりました。

やはり努力することによって、520万円という大金が削減されるというか、効果額出てくるわけですから、ここら辺についても最低限努力しなければならない項目かなというふうに思っていて、そうすると、ほかの10施設以外の施設についての高圧電力50キロに該当する村の施設はないという、そういう解釈でいいのですかね。

一応、50キロを上回るものについてはすべてこれに載せているという感覚でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今回、この10施設に絞ったのは、削減効果が多い施設10施設という形で行いました。

当初、実施するにあたって、見積書をいただいてから効果の大きい施設を選びましたので、このほかにも高圧の施設ある可能性あります。

申し訳ありません。

今はこの場にはその資料がございませんので、ほかにもある可能性はあります。

ただ、先ほど説明したとおり、安定した供給が受けれるようになれば、ほかの施設にも広げていきたいという考えは持っております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 今、課長言ったとおり、厳しい財政ですから、この520万円というのは非常に大きいわけですね。

さらに、この高圧電力、ほかに何施設あるのかちょっと分からないのですけれども、多少の節減効果額にしても、担当者の努力によって何十万円、何百万円という数字が出てきますので、ぜひ、その辺詰めていただいて、できるものは新たにまた新電力に切り替えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） お聞きします。

ページ数でいくと43ページになるかと思います。

総務管理費の中で、市町村交流事業補助金ということで105万円が提示されております。

これは多分、昨年度から実施しました友好都市川越のアンテナショップの内容かなというように思います。

ここで、昨年の説明でいくと、2年間ぐらいは実施したいということであったのが、1年で止める結果になったというようなことかなと思います。

それで、去年、私も川越のアンテナショップが設立されて動いていくということすごく喜びを感じて、成功すればいいなというふうに思っていたところなのですけれども、これが1年で違う方向に転換しなければならないということになったということについては残念に思っているところであります。

それで、去年実施した中身の実績ですね、どのようなことをやってどういう実績になったのかということと、検証した結果が次の段階の事業の展開になったと思うので、その検証の中身ですね。

それと、今年度新たな方法でそれに替わる催事を実施していくのかなというような中身かと思えますけれども、その内容ですね。

それについてお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 氏家総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（氏家祐介君） 今年度のアンテナショップの実績ということでございますけれども、昨年4月にアンテナショップ立ち上げまして、当初、8事業者協力のもと66種類の商品を用意して、川越の丸広百貨店本店の地下食品フロアにスペースをお借りして実施しております。

1年間やってきた中で、今回、加工品中心で出店してきたわけなのですが、常温品、冷蔵品、冷凍品といろいろな加工品用意して進めてきたのですが、なかなか季節での入れ替わりがあまりないですとか、お客様の反応で、どうしてもやっぱり北海道から、中札内からということだと、野菜ですとかその辺のものを希望される方が多いというような声も多くございました。

ただ、実際運営に当たりましては、スペースの問題ですとか、加工品、常温品に比べて消費期限限られてきますので、その辺の取扱いの問題、そのようなものがありまして、あまり野菜などの販売はできないような状況で行ってまいりました。

売上に関しましても、当初、4月の時点で80万円程度ございましたが、最終的には20万円から30万円で推移してきております。

販売促進に当たりましては、オープン当初、卵等の無料配布などPRを行っておりますし、ゴールデンウィークには、川越の丸広の催事に合わせて職員を派遣して、ピータンの着ぐるみなども持って行ってPRを行っております。

夏と秋に2回ほどスポット的にイベントを計画していたのですが、ちょっと夏の方は事業者さんとの日程が合いませんでしたので、11月にフロマージュさんとベジハートさんに参加していただいてイベントを行っております。

併せて、11月の際には、南十勝のPRということも行いまして、広尾町さん、大樹町さんにご協力いただきまして、海産物の加工品の販売も行っております。

検証結果、1年間やった結果としましては、どうしてもちょっと加工品中心だと村の強みが活かさないという部分、率直に感じましたので、今回の出店をきっかけに、丸広さんのバイヤーの方が中札内に訪れて、中札内の商品をいろいろ見ていただいた結果、丸広さんで行っている北海道物産展、埼玉県川越店含む8店舗あるのですが、そちらで商品買取で中札内の物産を販売したということにもつながってきております。

買取でそのようなスポット的にできると、卵ですとか野菜なども短期間での販売なので取扱うことが可能ですので、今回、市町村交流事業補助金の方にも、新年度そのような北海道物産展などに事業者とともに参加できるような形で予算計上をしているところです。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 理由内容は分かりました。

当初、もうちょっと売れるのかなと思って準備したものが、加工品が主だったこともあり、それがなかなか思うように売れなかった。

本当は求めているものは野菜類だったのかなということが、それに応えることができない

かったという、物的にやはり中札内と川越では、その新鮮な野菜類や何かを送るということは難しい点もありますけれども、去年の夏は、この中札内においても思うように野菜が収穫できなかったというようなことが私は感じていましたので、そういったことでなかなかそちらの方にも送ることができなかったなということが思いますし、8業者が参加していただいたということですが、その中で、やはり野菜を取り扱っている業者が少なかったのかなというように、今の説明を受けて考えていました。

実績については分かりましたけれども、先ほどちょっと気になった点は、向こうの業者が今度は中札内の商品を買付けに来て、それを買って向こうの店舗、8店舗ですか、川越の8店舗で売るといような中身だったのですよね。

そうすると、その8店舗の人たちが来て、代表で来るのか、それぞれの店舗の人たちが来るのか分かりませんが、それは中札内全体の商品を対象として、そのバイヤーの人たちがそれをするのかという、その特定の品物なのか、それとも中札内全体を含めた商品をバイヤーの人が見て買っていくという内容なのか。

その点ちょっと詳しく教えてください。

○議長（高橋和雄君） 氏家総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（氏家祐介君） 今年度の川越の方の北海道物産展につきましては、丸広さんの方で北海道物産展を毎年、年に3回やっているのですけれども、それにあたりまして、せっかく北海道から参加しているアンテナショップに出している中札内村があるということで、中札内村の商品もぜひ使いたいということでの話でした。

ですので、商品の選定は相手方の方で選んだものを送っているような形になりまして、特にそこに中札内ブースということまではできていないような状態です。

せっかくこういうつながりができたものですから、次年度は、もしそこら辺に、もう少し中札内ということで深く関与していければいいなということで考えております。

○議長（高橋あました。）

その金額の内容についても大体、今年、方向転換をして、そのことが効果的に進めばいいなというように思います。

それで、ここに丸広百貨店で、昨年というか、29年度は展開したわけですが、この中でやっぱりPRが大切ということが、森田村長は一生懸命言っていたのかなと思いますけれども、そのPRの内容が充実してできたのか。

それとも、こういう点がちょっとPR不足だったのかなというような反省がありましたらお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 氏家総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（氏家祐介君） PRの部分でございます。

まず出店に当たりましては、川越市内の新聞への折り込みなど、9万枚ほど作成しまして折り込んできております。

そのほか、向こうの埼玉新聞さんでの取材ですとか、川越氏の広報を通じた周知を行っております。

また、丸広百貨店での出店ということですので、デパートのちらしにも随時何かやるたびには載せていただいております。

丸広さんのホームページにも川越市のホームページの方にも掲載しております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 丸広百貨店のアンテナショップについては、やはりいろいろな方法で今年は新たな方法で進めていって成功することを期待いたします。

それでは続いて、予算資料の18ページのコミュニティバス運行事業がございます。

それについてちょっと質問させていただきます。

この事業は、29年の4月から本格的に事業を開始して、大体1年間ちょっと経ちますけれども、この中でやっぱり利用者の意見を聞きながら、路線の変更ですとか、乗りやすさなどを工夫して、そして進めている事業なのですけれども、今回の3月号の広報の特集でもこのことが取り上げられて、利用者の意見などが載っておりましたけれども、全体的にどのような意見があったのか。

広報で載せられていた意見のほかにもどういった意見があったのか。

その点と、あともう一つは、このコミュニティバス、臨時的にいろいろな催事があったときに、何回かコミュニティバスを運行して乗客を乗せて目的の催事などに利用していたかと思えますけれども、実は私、今年の実業の中で、桜の花が咲く開花時期に、このコミュニティバスを利用して開花時期1回か2回、この場所に村民の方を乗せて、その開花時期に乗せて利用できないかというようなことがちょっと感じたので、そのことが今年にはできるかどうか。

私、あそこの桜六花公園の場合は、全然車のない人はなかなか行ける場所ではないので、その点ちょっと行ければいいなという意見をいただきましたので、そういうようなことを考えているかどうか。

お願いします。

○議長（高橋和雄君） 氏家総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（氏家祐介君） まず、コミュニティバスくるくる号に関する意見の部分なのですけれども、バスの利用者の方だけではなくて、利用しない方の意見も合わせて聞き取りしております。

やはりバスのメリットとして予約しなくても決まった時間に通るということで、予約のわずらわしさがなくていいというような意見もいただいております。

その反面、時間もルートも決まっていますので、その辺ももちろん不自由だという意見もあるのですけれども、利用者数の方は、昨年に比べまして伸びてきておりますし、意見の中で、農村部のルートについて、農村部もともと福祉バスのルートを参考にある程度決まった利用者の方がいますので、踏襲したような形でルートを決めていたのですけれども、どうしても農村部ひと回りで行きますと、乗車時間が1時間近くかかってしまう傾向がありましたので、その辺の意見を踏まえまして、新年度からは、広報でもご説明したのですけれども、農村部を2回に分けて回るような形で、なるべく乗車時間を短くするような形で組み直しております。

また、市街地の方におきましては、農協さんの直売所、新たにできましたので、そこもルートの中に盛り込むようにしております。

臨時の方の部分なのですけれども、昨年度は4回、PR含めて臨時運行いたしました。

七夕まつりと村民盆踊り、秋の道の駅フェア、ちょうどその時期、農協の直売所もオープンしたということで、道の駅と農協直売所を走らせています。

もう一つが衆議院議員選挙のときの運行になります。

桜の開花時期に合わせたコミュニティバスの運行なのですけれども、どうしても桜の開花時期、年によって変動ございますので、くるくる号の方は運行日決めているものですから、

なかなか合わせてというのが難しいのではないかなと考えております。

観光の事業として別に検討していくようなことで聞いております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 分かりました。

意見や何かも分かりましたし、私も意見として聞いた中では、やはり本当に便利だし、乗っていてもすごく運転手さんも親切だしというようなことで、良い意見は私も耳にしております。

それで、今、JAの直売所にも今回通る予定になっていますか、市街地。

私、このルート内容を見たら、ちょっと農協の直売所が、そこを回るルートになっていないような気がしたので、農村部はありました。

だけれど、市街のルートにはなかったように思いますけれど、今の説明でいくと、あるというような内容だったのですけれども、私もこの市街地の人たちもその場所がある程度行くという人もいますので、そこら辺の検討がされていたのか、されるのか。

その点についてお願いします。

○議長（高橋和雄君） 氏家総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（氏家祐介君） 今、議員からお話ありましたとおり、農協の直売所は新年度のルートでは、農村部線という名称のルートで入れております。

農村部線と言いましても、市街地から直売所まで走りますので、市街地の方もご利用いただけるようになっておりますので、その辺は市街地と逆に曜日が違いますので、1日にいろんなところ買い物に行くような時間の配分はなっていないので、平日の買い物は例えば市街地線でマックスバリュですとか行けますし、農協直売所は農村部線の日に行けるような形でと考えて予定しております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、3点ほどお願いします。

49ページの街路灯、防犯灯取替工事ということが今年も出ておりますけれども、これはLED化のための取替工事だというふうに思うのですが、今年、何基計画されていて、あと何年工事が続くのか教えていただきたいと思えます。

それと、58ページのふるさと納税謝礼の関係です。

資料では19ページですけれども、そこに書いてあるとおり、村の魅力をPRするとともに、ふるさと納税の推進を図りますということで、平成29年度800万円歳出で見ていたものを1,200万円に増額して、過去についてはあまり力を入れていないようなことで私も発言したことあるのですが、かなり力を入れてやるのだなということで理解をする数字だというふうに見ております。

それで聞きたいのは、やはり今、去年の4月からかな、返礼上限ということで、額ということで、寄付額の3割までに抑えられるように国の通達でなされているのですね。

これもいたし方ないのかなというふうに思うのですが、そんなことを踏まえて、ここには特産品メニューの充実ということで書いておまして、やはり寄附する人についてはこの特産品を、すべてではないですけれども、かなり期待をされておって、十勝管内の町村においてもかなりこのふるさと納税の額については非常に財源として取入れているところが多くて、うちを見ると、かなり下位に位置されるのですよね。

ぜひ、ここら辺、今年を初年度として大いに、上士幌までいかないとしても、やはりそういう努力が必要でないのかなというふうに思いまして期待をしたいというふうに思ってお

ります。

それで、歳入予算ではちょっと分からないものですから、どこに幾ら計上されているのか。その辺をお聞きをしたいというふうに思います。

それから、3点目としては、日本で最も美しい村連合ということで、20ページにそれぞれ記載されておりますし、あらゆる方面で街中がきれいになるようにということで、各種いろんなメニューというか事業予定されているわけですね。

それで私も昨年度かな、ちょっと話したことがあるのですが、やはり住民にそういう形でやっていく場合に、基本となるのはやっぱり公共施設自体が環境整備がなされていることが基本だと思うのですね。

それで、環境整備ということは、いわゆる草刈り、草取り、清掃、樹木整理ということなのですが、私も見て歩くと、えらい草伸びている、草ぼうぼうだねというところが気にかかるものですから、まずやはりその辺については職員が基本となって環境整備に力を入れる、できなければ賃金や何かを見て整備をしないと、それぞれ日本一の景観についてはいいのだけれど、細かく見ると公共施設のあちこちで草が伸び放題ということで、これについては一気に直るとは、組織ですからならないと思うので、昨年言ったように、毎月定例庁議開いているわけですから、そこでお互いがチェックし合うというのかな、ということではないかと、なかなか徹底されないと思うのですね。

よって、各課が所管する行政財産、普通財産について、ぜひそういう方向に向かって、毎月の定例庁議でチェックを、今もしているというふうに思うのですが、そのほかに方法もあるかもしれないですが、ぜひそんな方向に向かって、基本は公共施設の環境整備からということでぜひ捉えて進んでいってほしいなというふうに思いますので、そこら辺、所管、総務課になるのかな、その辺どういうふうに考えられておられるのか伺いたいなというふうに思います。

以上、3点お願いをいたします。

○議長（高橋和雄君） 氏家総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（氏家祐介君） 私の方から、ふるさと納税の関係についてご説明します。

まず、3割の返礼品の割合の関係につきましては、中札内村は、当初からその程度の設定で返礼品をご用意しておりましたので、現時点でもそこは守られております。

返礼品の充実の部分につきましては、アンテナショップでもやっぱり中札内村の季節の農産物の声というのをよく聞きましたので、昨年度は、通常の設定している返礼品に加えて、季節限定の商品というものを数量限定で用意しておりました。

例えば、アスパラですとかスイートコーンなどを、その季節に合わせて期間限定、数量限定でご用意しまして、かなり反響もよかったです。

予算のふるさと納税の歳入の部分なのですが、実はこれまで当初予算では、寄付金の歳入計上しておりませんでした。

近年1,000万円を超えるような寄付額になってきておりますので、今年度からは当初予算で、予算書で32ページになりますけれども、寄付は相手方の意向により寄付先が決まるものですから、確実に見込める部分ということで、当初予算では福祉基金寄付金のうち200万円、ふるさと活性化基金寄付金500万円を当初の歳入として計上しております。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（川尻年和君） 私の方から街路灯のLED化、省エネタイプに更新という関係と、公共施設の草刈りというこの2点について説明申し上げます。

まず街路灯の省エネタイプへの取替工事ですけれども、毎年30基、次年度においても30基を予定しております。

村が管理する街路灯、防犯灯につきましては、村内に650基ございます。概ね650基ございまして、そのうち、今約330基やってきております。

毎年30基ずつやっていきますと、残りあと10年程度かかるかなというような形になります。

それと、公共用地の草刈りなのですけれども、こちらの部分につきましては、積極的に草刈りを行っていきたくと思いますし、情報収集も含めて、積極的に行うとともに、自分たちでも公共用地の草刈り、あと、社協の方にもお願いして情報提供をいただくなど、草刈りに努めてまいりたいと思う所存でございます。

○議長（高橋和雄君） 1時間15分過ぎましたので、15分ほど休憩したいなというふうに思います。

30分まで休憩をさせていただきます。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時29分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思いません。

1款議会費と2款総務費をやっておりますが、さっきの黒田議員の質問の中で、公共施設の草刈り等のチェック体制をどうするかということの答弁がまだ出てきておりませんので、答弁を願いたいと思います。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） すべての課に渡って公共施設を管理しているということがございますので、私の方で答弁をさせていただきたいというふうに思います。

昨年も通常ですと草が伸びて伸び放題の状況や何かのときに、それぞれ管理をする側としては、社会福祉協議会の方に依頼をして、通常年2回だったら、その1回目を最初どこでやるとかという打合せはやって管理をしているわけでございます。

そのタイミングがうまく合わなかったり、雨が続いて草の伸び方が非常に多いだとか、そういった場合については、当然、2回目を早めたりだとか、そういった措置をそれぞれの施設でやっているというふうに認識しております。

ただ、それが気付かないでということもございますので、黒田議員からご意見としてあったように、昨年もそうでしたが、私の方から各課に対しては、自分のところが所管している施設については、適正な維持管理をするようにという通知を出させていただいております。

それを定例庁議の中で毎月定例庁議は行われていますので、その場で出すかどうかということとは別にしても、それなりに必要なときには、そういう通達を出すなりで、しっかりと管理をするよう各課に対しては通知を発布したいというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 今、副村長言うとおりでと思うのです。

なかなかこの環境整備というのは、そんなことで1回通知を出す、きれいにしてくれということではなかなかきれいにならないのですね。

よって、私は、1カ月経つとまた草が伸びたり除草が増えるので、なかなかその徹底するというのは非常に難しいのかなという気がするものですから、お互いチェックし合うのかな、基本的なことをチェックし合うということにいくことによって定着をすれば、きれいな形が持続するのではなかろうかなというふうに思うものですから、例えばということで、この毎月開かれている定例庁議で、お互いがチェックする体制というのを取ることによって、まず公共施設の環境整備を基本として、このように皆さん方も個人の方も、日本一なのできれいにしてくれよと、そういうことが必要でないのかということで、これは社会福祉協議会に頼むことだけでなく、その施設に職員がいるとすれば、自らがやっぱり、仕事の状況にもよりますけれども、職員自らが草刈りをするということも、意識高揚のためには私は必要でないのかなというふうに思いますので、ぜひ、そんなことで、平成30年度から公共施設、今までよりも少しきれいになったなという形で、ぜひ、各課が所管する行政財産、普通財産について、全職員が気を配るようなことで内部統一していただきたいなということで申し上げたいというふうに思います。

それとあと、ふるさと納税については、今もいろいろ話ありました。

とにかく今年から特に力を入れたいという村長の気持ちも分かりますので、ぜひ、こちら辺の特産品のメニューの充実、これらについて、優秀な職員たくさんいるわけですから、その中でどうすることによって喜ばれる返礼品ができるのかということを考えれば、いろんな形があると思うのですね。

ぜひ、こんなことも期待をしたいなというふうに思います。

それとせっかくですからもう1点ですけれども、59ページの小規模企業支援補助金300万円とあるのですが、先日行われた初日の段階かな、補正予算で同じ補助金全額減額されていますよね。

ということで、実績ゼロなのですけれども、ぜひ、このことについては、中の要項を見ると、期待されるメニューや何かあるのですね。

新規起業、新分野進出、300万円、200万円という限度額でもってという補助金の内容になっているのですが、こちら辺についても、ある商工会の人から聞いたことあるのですが、もっと使いやすいというのか、もっとこうであれば利用したいのだがということを知った記憶があるのです。

よって、総論ですけれども、そういった方々に魅力のある補助金に、私はいろんな意見を聞いて見直す必要性があるのではないのかなというふうに考えるものですから、今回の予算委員会でちょっと発言させていただきました。

どこをどうのこうのということはちょっと案的にないのですが、ぜひそんなことで皆さんに喜ばれる地域活性化につながる一つの補助金ということで、ぜひ検討をお願いをしたいというふうに思いますが、いかがお考えかお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 小規模企業支援の300万円につきましては、確かに平成29年度につきましては、予算額すべてなかったことから落とさせていただきました。

ただ、この間、この補助金を利用したのは4件ございます。

4件につきましては、川越市のアンテナショップへの商品の提供など。

そして、帯広への進出など着実に商品販売を受けて実績を上げてきている状況です。

また、村につきましても、その実績について実績報告書を提出いただいて状況を確認しているところですよ。

ただ、今、この小規模企業支援の補助金を使いやすいような形、もっと広げるような形ということなのですけれども、今、小規模企業支援事業につきましては、新たに起業する方。

そして、新たな分野を目指す方、その方を応援している事業ですので、今、私どもが持っている事業につきましては、この形で行きたいと思っています。

そのほか、総務課ではないのですけれども、産業課の方では、新規、中心市街地の空き店舗を利用ですとか、そちらの方を拡充してきていますので、そちらの方を利用できる事業者は出てくるのかなと思います。

それにつきましては、商工会とこれまでも十分連絡を取ってやってきていますし、商工会からの情報もこれまで十分入ってきている状況にあります。

このようなことから、小規模企業の方は今の形で行くような考えでいます。

ただ、ずっとこのまま行くのですよということではありません。

より広く新たな起業したい方、出れば見直す考えはございますけれども、とりあえず30年につきましてはこの形を進めていく予定でございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 課長言うことについては分かりました。

けれども、それにこだわることなく、なお商工会等々の意見等も聞いて、ここについてはもっとやっぱりこうやった方が使いやすい、こうやりたいという意見等を大いに吸収する中で見直し等が特にあれば、やっぱりそれに沿うのも一つだと思うのですね。

併せて、これはPR不足もあってということもちょっと考えられるのではないかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺は、商工会がすべてになるのかちょっとどうか分からないのですけれども、ぜひ、PRと内容の充実についてさらにお願いをしたいということです。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聴取しておきたいというふうに思います。

そのほか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） ふるさと納税についてちょっとお伺いします。

中札内村のふるさと納税の寄付金も年々増えてはきているのですけれども、まだまだ管内の中ではちょっと低い方だということで、村長もいろいろなところで、今年目標1億円というような目標を言われてきたと思います。

そんな中において、今年、受付のサイトを1カ所から3カ所に増やすですとか、また、特産品のメニューの充実などを掲げられているのですけれども、納税の推進費、経費の方で1,200万円ほど見ているのですけれども、先ほど、入ってくる収入の方の見積りといいますと、さっき、福祉基金で200万円、それとふるさと活性化で500万円、700万円ぐらいしか見ていないのですけれども、返礼品だけで800万円ほど見ている中において、ちょっと収入の見込みがあまりにも少ないなというふうには思うのですよね。

どうしても決まって入ってくるものではないのでなかなか多く見積もることは難しいのかなと思うのですけれども、それにしてもちょっと少なすぎるのではないのかなというような感がいたします。

それで、返礼品なののですけれども、昨年度というか29年度も人気があった豚肉などのメガ盛りあたりが途中で品切れ状態だとかそういったこともあったのですけれども、この返礼品の供給体制について、本当に、もし増えていったときに確保できるのか。

その辺どうなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○**総務課長（阿部雅行君）** ふるさと納税の歳入につきましては、先ほど700万円ともうしあげましたけれど、あくまで価格を抜いた数字なので、700万円ということです。

そして、29年度までは当初みていませんでしたけれども、30年度からみるようにしています。

実際なのですが、実際にご存知のとおり、平成29年度におきましては2,000万円近く入っていますので、特に何もなければ、そして全国的にこのふるさと納税の状況が今みたいな形で進めば、このぐらいは入ってくるのではないかなと感じております。

あと、事業者に対する供給体制ですけれども、これにつきましては、今の数字的であれば賄える形になっています。

これが2倍、3倍、もっと増えるようなことになってくれば、当然事業者としては規模を拡大していくような形取らなければならないと思います。

それにつきましては、今、既存の商工関係の事業資金の利子補給ですとか、そのような形の助成はできるかなと思います。

新たな形は、今ないのですけれども、そちらの方の活用をしていただければよろしいかなと思っております。

○**議長（高橋和雄君）** 6番宮部議員。

○**6番（宮部修一君）** 返礼品の人気度を見ていると、やっぱりどうしても肉類ですとか海産物ですとかそういったものがある程度人気が高いと思うのですけれども、やっぱり中札内もこういった昨年あたりから豚肉等が人気出てきているということで、中札内は豚かなり多いので供給的には不安はないのかなと思いますけれども、今回の大雪でちょっと被害もあったわけですけれども、ぜひ、そういった供給体制、増えていくことも信じて、その辺もしっかりと確認していただきたいなというふうに思います。

○**議長（高橋和雄君）** これもご意見として聴取しておきたいというふうに思います。

そのほか。

5番男澤議員。

○**5番（男澤秋子君）** 資料でいくと20ページになりますし、予算書でいくと59ページになります。

ふるさとづくり事業補助金ということで、今までのメニューに加えて新たに30年4月から新しい村づくり推進事業を新設ということで、その中身として、美しい村づくりに寄与すると認められる活動に対して助成するというので、先ほど説明がありました。

村の中をきれいにしていく事業に対して助成をしましょうということだったのですけれども、想定している事業の内容ですね。

それと、どれだけの予算というか補助が想定されているのか。

それと同時に、行政区でも道路の清掃ですとか河川の清掃、それらが行政区によっては行われていると思うのですよね。

それは行政活動として別にまたそれはそれ、補助はされているということがあると思います。

それとどう違うのか。

その違いですね。

それらについてお願いいたします。

○**議長（高橋和雄君）** 氏家総務課課長補佐。

○**総務課課長補佐（氏家祐介君）** ふるさとづくり事業の景観の取り組みの部分についてで

す。

昨年度の補助金で、景観ツアーに対する補助金というのがございました。

そちらは単年度のみ補助金だったのですけれども、景観まちづくり委員会などの中でも、景観ツアーですとか、村の外の方含めて中札内の景観づくりの取り組みを伝えるのにいい取り組みだというような評価いただいていますし、継続して実施したいというような声ですとか、村の景観だけではなくて村の歴史含めた部分で勉強会みたいなのもできればというようなことも、ほかにも声がありましたので、単年度ごとの補助金ではなくて、ふるさとづくり事業の一つのメニューとして、今回追加を予定しております。

行政区の活動の部分については、これまでの行政区の活動交付金ございますので、そちらでの対応になるかと考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 分かりました。

そしたら、この新しい事業については、景観づくり事業推進の一つがここに加わったという理解でよろしいのでしょうか。

その確認だけです。

○議長（高橋和雄君） 氏家総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（氏家祐介君） そのように考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 先ほどありました花咲くコンサートについての質問ですけれども、最初に村としての経済効果があると、そういうような話でありましたけれども、800万円という金、村から出ているのですけれども、これだけの経済効果を掴むということは大変なことなのですけれども、まず最初に、経済効果ってどこまで出てどういう見通しをしているか聞きたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 経済効果につきましては、数字的なものは調査を行っていませんが、当日の道の駅等の入り込み状況から見て、平日、休日に比べて、このコンサートの日にはかなり多くのお客様がいらっしゃるの、そのような形で経済効果があるという話をさせていただきました。

また、当然、道の駅だけではなくて、それに伴うガソリンスタンド等、車で来られる方が多いですので、そのような方も当然中札内村のそういうスタンドを利用していらっしゃることは確認してございます。

ただ、村の単独で800万円出していますので、その800万円には及ぶとは私も思っておりません。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 経済効果ってそうだと思うのです。

1日ぐらいしかないからそれしかないのだと思うのですけれども、先ほども答弁にありましたけれども、村民参加が少ないと。これはなぜなのかと。

その辺は調べたことありますか。

村外から来ることの経済効果はあるとは言っていますけれども、村民がなぜ参加できないのか。

この辺を調べたことありますか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 村民の参加が少ないことにつきましては、調べてはおりません。ただ、中札内村で開催しますので、広報を活用したり、情報無線を使ったりして広く周知してきていることは間違いなく事実でございます。

村民が参加しやすいような形をどう取るか。

それがやはりここ1回、2回開催してきた中での課題になるかと思えます。

村民につきましては、村民は何かあれば参加していただけたらと思います。

コンサートの中で、村民が参画する場を設けるですとか、一つの例ですけれども、そのような形を取れば、その人を伝って参加が増える可能性はあるかなと思っております。

まずは、広くPRをして声をかけていくことが第一だと思います。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 二つの返答をいただきましたけれど、これ個人的に意見でないのですけれども、村民的に言いますと、800万円も使ってあれだけのコンサートで村内の人が参加できないようなところにはやる必要がないという言葉が多いのですよね。

あそこになぜ行けないかという一つの中には、歩くところが遠すぎる、お年寄りが行けない、体の不自由の人が行けないという問題もあります。

だけれども、村をアピールするために800万円も使うと。

全体で言うと、3,700万円ですか。3,700万円のコンサートといたらどんなコンサートできますかね。

これはちょっと額に合わない数字だと思うのです、一般的には。

この辺が全体にどういうふうになっているか分からないのですけれども、そのうちの村で800万円出すと。

800万円、村をアピールするために800万円という金使えばどれだけアピールできるかということ考えたことがありますか。

○議長（高橋和雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 総事業費でいくと3,700万円、村の負担でいくと800万円。

それだけかける効果としてはどうなのかというご質問だったかと思えます。

これは非常に難しいところであります。

ただ、来ていただいているアーティストについては非常に一流のアーティストで、3,500円というチケットを販売して開催しているわけですけれども、通常であるとそのような金額ではとても聴けるようなアーティストではないという状況。

これは音楽に興味のある方、興味ない方というのは当然いるのですけれども、中札内村、平成30年度については、これまでPRの面であったり村民参加の面であったり、そういった点では不十分な点があったのかもしれないというような反省は持っております。

現実問題として、村民の参加が少ないのではないかという声は私の耳にも入っておりますので。

そういった面では、もっともっと村民に参加していただけるような工夫。

それと、やはりこれから平成30年度は、教育執行方針の方でもありましたとおり、音楽を使ったアートづくり、音楽と芸術、絵画等を組み合わせた村づくりということで、一つの柱としているところであります。

そういった意味では、この800万円をこれまで以上にもっともっと効果が出るというような形でしっかりPR。

それと、まちづくりにもっと関わって、しっかりきちんと、中札内村の特徴のある事業だというふうに、そうやった形で村内外にしっかり認めていただけるような努力は続けていきたいというふうに思っております。

今回3回目ということで、いろいろ反省点ございます。

ただ、中札内村、非常に音楽、アーツプレッドという一流の音楽講師を招いた音楽教室をやっていたり、さまざまなコンサート等も開催しております。

そういった点で、芸術作品、絵画作品と含めて非常に芸術性の高い村だというような評価されておりますので、このブランド価値を一層高めるような、そういうような形でしっかりと新年度についても検討して進めてまいりたい。

関係機関、教育委員会、または村民の方々とも連携しながら、しっかりと取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 村長の言うように、いろんなアピール足りない、いろいろなこと反省あると思うのですけれども、全体考えると、某企業がうちの村にいろいろな部分で関わっているのですけれども、これに対しての、そういうことで、極端なことと言えば振り回されているみたいなどころがあるような気がするのですけれども。

やはり、村として村は村のアピールとして考えるのであれば、800万円で今村長の言ったいろんなものを含めながら、村全体の中で村民が参加できるような形の中のコンサートとか何かをしていただけたらどうですかと思っておりますけれども。

○議長（高橋和雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 先ほど、企業の振り回されているようなちょっとお話あったのですけれども、私は逆に捉えております。

この事業の半分近くを持っていただいている。

しかもその企業はどのようなイメージを周りに受け取られているかということと、環境、芸術の面に長年に亘ってしっかり取り組んでいて、全国的にも知られている非常にイメージの良い企業。

その非常にイメージの良い企業が中札内村でこれだけの支援をしていただく。

いかに中札内村が素晴らしい村かという、これは、僕は長所だというふうに受け止めておりまして、プラスになることは幾らあれどもマイナスになることはないというような考え方でおります。

本当に中札内村にとっては、その特定の企業と取り組んでいること自体が非常にブランド価値の高いものだというふうに私としては受け止めているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） そうというのは分かるのです。

ただ、ここに3,700万円というのは、その価値にそれだけかかって、そうなるかということになれば、その某企業というのは千何百万円出していることになるのですけれども、全体の3,700万円の、去年来た八代亜紀でしたか、それだけかかるのですかね、本当に。

そういう疑問があるからこういう質問するのですね。

何かちょっと、一人の歌手を呼ぶのにはちょっと高すぎないかと。

そういうものも含めて考えているわけですね。

長々話するつもりもないのですけれども、せっかくやることですから、今村長の言ったことも含めながら、いろんな面でもうちょっと村民が参加できながら、村のためのアピールを

できるような、何か村として大きな行事として、村おこしに100万円ぐらいしか使っていないわけですよ。

村民が使うのにこれだけケチっていて、こっちの方にこんなに出すというのは、ちょっと村民として納得するはずがないのですよ。

その辺も理解していただいて、やっぱり今言う村長の気持ちを前に進めながら考えて、今後のことに、別に自分は5年間やる必要ないと思っているのです。

これでだめなら、次のところに移すことも必要でないのかなということでも終わりにします。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聴取しておきますが、答弁ありましたら出してください。

森田村長。

○村長（森田匡彦君） この事業は、行政、もしくはそれに関わっているものだけでは広げるのはなかなか難しい事業でございます。

そうやって見たら本当に議会の皆さまにも、多大なるご協力をいただかなければ、もっともっと事業効果の高めることは難しいというふうに考えておりますので、是非とも、新年度におかれましては、議員の皆様のお一層ご協力いただけますようお願いして答弁といたします。

○議長（高橋和雄君） この件については終わりにしたいと思います。

そのほか。

7番中井議員。

○7番（中井康雄君） それでは1点だけお伺いいたします。

先ほどふるさと納税の方でも質問されておりましたがけれども、この事業内容の中に、特産品メニューの充実というのがあるのですけれども、何か、ふるさと納税の本来の意味はということになると、返礼品が豪華であればいいとかということではないと思うのですが、今現在やっぱり、カタログ販売みたいな要素になりつつあるふるさと納税だと僕は思うのですよね。

でも、それであったとしても、やっぱり何か魅力のあるものを求めるのはそれは当たり前のお話なので、それに村としても新しいメニュー等を考えているのか。

何かいろんなメニューを組み合わせる等もあるのでしょうかけれども、うちの村の特産品をベースにした何かメニュー等を考えているのかどうか、そこら辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ふるさと納税ですけれども、確かに本来の趣旨はふるさとを応援するというので、特産品ばかりが取りざたされていますけれども、本来の趣旨からいくとちょっと外れているのは、皆そのように思っているかと思えます。

ただ、この制度がございますので、応援していただけるのであれば、なるべく多くいただきたいというのが私どもの考えでございます。

先ほど、補佐の方から説明あったとおり、メニューの充実につきましては、季節季節の野菜等のほかに、ほかのサービス事業、何かないか。

例えば、ある自治体であれば、墓園の整備ですとかそういうサービスのなもの。

喜ばれるサービスのもの。

そこら辺はいろんな職員の知恵を出し合って増やしていきたい考えでございます。

そのようなことから、メニューの充実という形にしてございます。

○議長（高橋和雄君） 7番中井議員。

○7番（中井康雄君） 目標が1億円という目標であれば、やはり返礼品等は本当に、何か、なるほどなと思うようなすばらしいものがあれば、みんなの目を引くものがあればやっぱり変わってくるのかなというふうに思います。

何かいいアイデアを出しながら、自分はよく分からないのですけれども、良い考えを、いろんな、住民からも意見を聞く中で、また、農協の方ともいろんな面で協力いただく中で、何か新しい形を見つけていければ、その1億円に近づくのではないかなと、そんな気がしますので、ぜひともそこら辺も、農協の方、いろんな農家の方々、また、それ以外の方々いろいろと知恵を出していただいて、何かいいものができるように、ぜひとも頑張ってくださいとそんなふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聴取しておきたいというふうに思います。

そのほか。

よろしいですか。

なければ次の款に移りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、次に、3款、4款、5款の関係に移りたいというふうに思います。

職員入れ替わりますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時42分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいというふうに思います。

次に、3款民生費、4款衛生費、5款労働費に入りたいと思います。

ページは67ページから106ページまでの中身です。

概略説明をお願いしたいと思います。

最初に、高島福祉課長、お願いをいたします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、歳出予算3款及び4款の中で、福祉課が所管する予算の概要を説明させていただきます。

まず、予算書の12ページをお開きください。

3款民生費は、前年度と比較して3,549万8,000円増の6億7,388万7,000円。

4款衛生費につきましては1,564万5,000円減の2億2,824万8,000円というふうになっております。

はじめに、3款民生費、特徴的なものについて説明申し上げます。

予算書の69ページをお開きください。

1項、1目社会福祉総務費、説明欄中段の社会福祉一般経費、19節社会福祉協議会補助金及びポロシリ福祉会運営助成補助金は、運営費などの調整により、それぞれ前年比40万円ほどの減額となっております。

その下、民生児童委員協議会補助金12万6,000円は、新たに予算計上するものでありますが、これまで民生児童委員に係る会費等補助金の一部として社会福祉協議会へ交付し、上部組織の国、道、十勝支部へ納入いただいていたおりましたが、直接村から民生児童委員協議会へ補助を行う形に変更するものであります。

さらにその下、恵津美ハイツ改修事業補助金につきましては、こちらの方も新規で予算計上しておりますが、施設の老朽化、設備の故障による対応、施設入所、利用される方々のサービス向上を目的としたもので、国等による補助制度に該当しないことから、村へ一部助成の要請を受け、状況と事実確認の上対応するものであります。

改修事業の内容につきましては、恵津美ハイツ内居室の空調、換気や建具修繕、車椅子で使用する浴槽の更新など6,939万円の総事業費に対し、2,500万円余りの助成額を予算計上しております。

なお、68ページ中列、財源内訳のとおり、福祉基金から2,500万円を繰入れ、需用費に充てようとするものであります。

下段、扶助費の福祉灯油は、助成金の最低額として1世帯当たり5,000円、260世帯分130万円を当初予算で計上しておりますが、基準を超える価格高騰の場合は、年末の灯油価格状況を踏まえ、補正予算で対応してまいります。

次に、71ページ、3目老人福祉費、説明欄下段の介護予防生活支援事業費、13節生活支援ハウス運営事業委託は、前年比125万円の増、1,459万8,000円を計上しておりますが、30年度よりポロシリ福祉会各施設の給食業務が直営から外部委託へ移行することに伴い、これまで恵津美ハイツの特養会計で一括収支していた経費を、いちげ荘の必要食数で案分計算する方法となり、入所者分の給食に係る費用が加算となったことによるものであります。

次に、75ページ。

障害福祉費、説明欄上段、19節南十勝子ども発達支援センター負担金857万7,000円は、欠員となっていた指導員の採用によるもので、前年比70万円余りを増額し計上しております。

備考欄中段、扶助費の介護給付費は、昨年より900万円余りの増額7,537万6,000円を計上しておりますが、重度の訪問介護を要する給付の増、生活介護対象者の増加、児童発達支援の対象者の増などが増額要因となっております。

少し飛びますが、81ページをお開きください。

2項、1目児童福祉費、放課後児童健全育成費、説明欄中段、放課後児童クラブ運営委託は、指導員の定期昇給などにより、昨年よりも一部増額し、中札内は86万円増の1,571万3,000円、上札内は42万円増の401万9,000円をそれぞれ計上してございます。

次に、84ページをお開きください。

説明欄中段、中札内保育園業務費の保育士及び調理員代替賃金は、パート職員の賃金単価のアップ、通勤手当の支給などにより、前年比283万円増の2,391万3,000円を計上しております。

続きまして、4款衛生費の方を説明いたします。

ページが飛びますけれども、96ページを開きください。

1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、まず、母子保健事業であります。説明欄上段、妊婦歯科健康診査委託14万円は、新たに予算化する事業ですが、妊娠期の口腔トラブルや出生時への影響などを低減する目的で、村内歯科医院を委託先に、妊婦を対象に診察と適切な指導を受けていただくものであります。

説明欄中段、健康づくり一般経費ですが、これまで七色献立プロジェクトに係る事業費を合わせて予算計上しておりましたが、97ページ下段以降98ページに掲載しております

とおり、平成30年度より関連事業に係る予算を明確にするため分離しており、全体では340万円ほどの減額となっております。

98ページをお開きください。

七色献立に関係する予算ですが、新年度において計画する事業の流れについて触れ、説明に代えさせていただきます。

平成29年度に実施いたしました販売店の協力により、野菜メニューを提供する彩りプラス、親子食育体験、食と健康講座などさらに内容を充実させ継続するほか、6カ月間実施いたしました活動量の測定、運動セミナーなどを行うモニター事業を、100人を目標として一般村民、企業、団体などからの参加者を募り、本格実施とする予算を計上しております。

併せて、参加いただいた方が楽しみながら継続してもらい、成果を目で確認できるよう、日々の歩数やあらかじめ設定した講習会、イベント参加時にポイントを付与する健康ポイント事業に関する費用を新たに追加しております。

これで予算の概略説明を終わりますが、福祉課が所管いたします事業の一部について、黒ナンバー18番、予算に関する資料22ページの福祉灯油から、27ページ、ピロリ菌検査まで掲載させていただいておりますので参考にご確認いただければと思います。

以上で福祉課関連予算の概要説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、坂村住民課長、お願いします。

○住民課長（坂村暢一君） それでは、住民課所管の3款民生費から5款労働費までの特徴的な事業について説明させていただきます。

はじめに、3款民生費から説明させていただきます。

予算書80ページをお開きください。

上段、9日後期高齢者医療費の説明欄、負担金補助及び交付金の療養給付費負担金ですが、北海道後期高齢者医療広域連合による推計により、350万円ほどの増額となっております。

次に、101ページをお開きください。

2項清掃費の1目塵芥し尿処理費で1,300万円ほどの減額ですが、これは102ページ、説明欄上段の十勝環境複合事務組合のし尿処理施設である中島処理場の更新に伴う新しい汚水処理施設の建設に係る負担金が、平成29年度で終了したことによるものであります。

続いて、103ページをお開きください。

下段の2目墓地火葬場費で1,000万円ほどの減額となっておりますが、これは平成29年度に火葬炉設備改修工事を実施したことによるものであります。

続いて、104ページをお開きください。

中段、火葬場備品61万円ですが、火葬場の備品の経年劣化に伴い、バッテリー充電器や焼香机、鈴台等を更新しようとするものであります。

以上で概略の説明は終わりますが、各会計予算に関する資料の24ページ上段に、ひとり親家庭等医療費助成事務事業説明書を掲載しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 3款民生費、4款衛生費、5款労働費についての質疑を受けたいというふうに思います。

よろしいですか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 最初に、予算書資料にも記されています七色献立プロジェクトの内容について、ちょっと説明をお願いいたします。

事業内容の中にいろいろメニューがありますけれども、昨年、レシピカードをつくられて、食育サポートさんを中心に、本当にたくさんのメニューの中から20枚近くのレシピカードを作成して、それを利用して、七色の献立のレシピをつくって、健康になってほしいという願いから、そのレシピカードを作成したと思いますけれども、この内容の中では、特にそのレシピカードを作成して、それを利用して云々かんぬんということはないけれども、そのレシピカードを使って今年も何かやろうとしているのか。

それとあと、この事業内容の中には、いろいろと説明があります。

健康への取り組みポイントを貯めて、貯まったポイントを景品と交換しますとか、この事業すべての詳しい事業内容をちょっと教えてください。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） ただいまの七色献立プロジェクトの説明をさせていただきたいと思います。

まず、レシピカードのことについてですけれども、平成28年、29年の2カ年をかけてレシピカードが完成しております。

平成30年度につきましては、この完成したレシピカードを販売していくということと、あと、これを使って食育サポーターさんたちが、各団体ですとか依頼があったところに出向いて調理をして野菜のレシピを紹介するですとか、そういう活動を次年度はしていきたいというふうに考えております。

二つ目の七色の全体の事業説明ということだったのですけれども、平成29年度につきましては、講演会の開催ですとか彩りプラス、野菜を120グラム以上使った野菜のメニューを提供していただく、村内の飲食店の協力ですとか、そういう活動のほかに、親子食育体験事業ですとか、保育園の野菜大好きプログラムの実施ですとか、北大と連携した事業等もやってきておりますけれども、平成30年度につきましては、これらの事業のほかに、平成29年度にモニター事業として実施をしましたものを少し拡大いたしまして、健康ポイント事業に取り組むことになりました。

これは健康への取り組みにポイントを付与することで、成果を確認して楽しみながら健康づくりを継続できるというところをまず目指しているのと、あまり普段健康にそんなに關心を持って過ごしていらっしゃるような方たちも楽しみながら健康づくりを実施していけるような仕組みをつくりたいということで計画しております。

先ほどもありましたけれども、今年度は100名程度の参加者を見込み活動していきたいと思っています。

対象としましては、18歳以上の村民の方を想定しております。

実施方法ですけれども、参加者の方に活動量計、万歩計のような小さな活動量計なのですけれども、それか、ご自身が持っているスマートフォン、どちらか、両方とも利用はできるのですけれども、どちらかを選択していただいて、それを使ってポイントを貯めていくというような形になります。

健康ポイントの対象事業として今考えていますのは、その健康ポイント事業に参加していただいただけでポイントが付与できるですとか、健康診断を受けていただいたという証明でポイントが付くですとか、例えば、1日、ちょっと歩数はまだ決定ではないのですけれども、例えば、8,000歩以上歩くと自動的にポイントが付与していくというようなこと

で、楽しみながらポイントが貯まっていけるような、そういうような形を想定しています。

予算書の方にもいろいろ出ているのですけれども、体組成計ですとか血圧計も、今保健センターにありますけれども、村内もう1カ所測定場所を設定することになっておりますが、そこで測定することでまたポイントが付いていくというような形も考えております。

それらのデータを送信して、専用サイトで集計したものを自分のパソコンですとかスマートフォンで見て健康づくりを継続していけるような、そんなような事業を考えております。

30年度は8月から3月ぐらいまでの8カ月間でポイントを集めていけるような形で計画をしているところでございます。

ちょっと不足の部分があるかもしれませんが、以上です。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 事業の中身についても分かりましたけれども、このレシピカードの活用について、今年度は販売を中心に、また、料理をしたいのだけれどということの依頼があったら、そこに出向いて料理講習などをするというような内容だったのかなと思いますけれども、このレシピカード、多分3,000部つくったと聞いております。

3,000部というのは大変な量ではないかなというように思っています。

それで、たまたま私も食育サポートさんたち、よくご存じの方がいまして、3,000部を売らなければならないという負担も少しあるというようなことをちょっと聞いたりなんかもしているのですけれども、その人たちが売らなければならないということではないと思いますけれども、やはり自分たちがつくったもの、レシピカードに携わったこともありまして、多分自分たちの思いも伝えながら売りたいという気持ちがあると思いますけれども、3,000部をどのような形で利用するか、これ1部300円で販売していますよね。

それでこの3,000部をどのような形で売ろうとしているのかということですね。

それとあともう一つ、やはり内容は分かりましたし、これからポイントを貯めて、そのポイントに合わせて景品を渡しますよというようなことがありましたけれども、具体的な目標も何となく分かりました。

では、どういう方法で確認していくのか。

本当に、例えば、これからの1日の歩数がある程度の歩数を設定して、それに到達したら、それを誰が確認してどのような方法で、その達成したものを確認するのか。

いろいろな事業があると思います。

血圧を測ったり、体組成計ですか、1カ所は保健センターにあります。

もう1カ所どこかに設定するというお話があったかと思いますが、どこのところに設定をしようと思っているのか。

そこで測定した内容をどういう形でポイントに加算されていけるような仕組みづくりを考えているのか。

そういったポイントを貯めるということは分かるのですけれども、確認方法ですね。

保健センターにわざわざ持っていくのか。

それとも、何らかの方法で、メールで送信するのか。

そういった確認方法ですね、それをもう一度ご説明ください。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） まずレシピカードの販売についてなのですが、食育サポートさんたちの活動で販売をしていくというのも一つですけれども、それ以外に

考えているのは、ふるさと納税の返礼品で野菜のセットを贈る、希望される場合があるのですが、その中札内産の野菜の入ったものにこのレシピカードを入れて、返礼品の一つとして贈るといったようなことも少し今考えているところです。

地場産の野菜のPRにもなるのかと思いますし、それを使ったレシピというか、野菜を使った料理をつくっていただくというのものもあるのかなというふうに思っています。

それと、3,000部ということですので、単年度での販売ではなくて、数年かけて販売というか、多くの皆さんに見ていただくような形を考えています。

2点目のポイントの確認ですとかデータの関係になります。

活動量計にいろいろなデータは入っていくことになるのですが、これ自動的にポイントを集めていく方法と、職員が手作業で確認をしてポイントとして集計していく方法と二つあるのですが、自動的にポイントが集計されるものとしては、例えば、先ほど言いました1日何歩か歩いたというとな歩というふうに、そういうものは自動的に集計されていくような仕組みになっています。

毎日の歩数とか、測定していただいた体重、体脂肪、血圧というものは自動的に活動量計を使って専用サイトで集計していくことになります。

データの送信の仕方としては、測定をしていただく、今でもそうですけれども、保健センターにリーダーライターという読み込みの機械がありまして、それに活動量計をかざしていただくことで、歩いた歩数のデータですとか、測定していただいたものが自動的に集計されていくというか、専用サイトに送られるという仕組みになっています。

それ以外に、例えば、手作業で入れていかなければならないものとしましては、検診を受けていただいたというようなことですとか、今ちょっと考えているのは、彩りプラスのメニューを幾つか食べていただくと、またそれもポイントにつながるとか、手作業でしなくてはいけないものについては、保健センターの方に申請をしていただいて、ポイントを加算していくというような形になります。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 若干補足させていただきます。

予算書の98ページにいろいろ項目新たに追加させていただいておりますけれども、先ほど、高桑補佐の方からもありましたけれども、サイトの方を、村独自のサイトを立ち上げさせていただきます。

先ほど説明あったとおり、保健センターともう1カ所、読み込むための機械を設置させていただきます。

測定した内容と、あと、歩数計だとかをかざしていただくことで、データは自動に送信されて集計されるという仕組みです。

ただ、自分でお持ちの歩数だとかは、一定の期間持ったままで、1カ月程度はデータが入ったままにできるものですから、毎日はやらなくて済むという内容になっています。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） 先ほど、もう1カ所どこに設置する予定かというご質問があったかと思うのですが、今、改善センターに設置することを考えています。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 大体の流れは分かりました。

それで、先ほどの説明では、参加者を100人ぐらいということで、事業期間としては8月から来年の3月ぐらいまでという説明があったのかなと思いますけれど、広報なり何な

りの方法で参加者を募るといような形になりますので、100人が全員がそういう事業に参加してくれるかどうかというのは、これから皆さんがぜひ参加してくださいといような内容をPRして参加してもらい形になるかと思えますけれども、そうするとやはり今言ったように、歩数計など自動的に測れて、それが蓄積されるような機械というのは、これから購入して、その事業に参加してくれる人にはそれを持っていただいて、そしてそういう歩数などの測定はされるということかなと思っています。

そうすると、たまたまやはりこの事業に参加してもらいということが一つの大きな目標でもあるかと思えます。

そして、やはり少しでもこういうものに参加して健康な暮らしを続けてほしいというのが村の大きな願いでもあるし、そうすることによっていろいろな生活習慣病の改善にもなりますし、そういったことが大きな狙いかと思えますので、これからの宣伝方法ですとかPR方法はこういったことを考えているのかということをもうちょっとご説明ください。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） 事業の周知について今計画していることですが、まず、広報等での周知に加えて、これから春先検診とかも始まっていくのですけれども、その周知に併せて、体験会を開いたりですとか、直接声を掛けてお誘いしていくといようなことも考えております。

モニター事業で、平成29年度参加していただいた方たちは、19名ほどだったのですけれども、いろんな所属の団体の方から数名ずつ来ていただいていますので、今年度体験していただいたことを持ち帰った団体に返していただいて、声を掛けて、また次年度につなげていただくといようなことでご協力もお願いしているところです。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは1点お願いをいたします。

非常に話題が多いポロシリ福祉会関係です。

ページ数で言いますと69ページになりますけれども、そんな意味でちょっと発言させていただきますが、平成30年度のポロシリ福祉会への補助金関係ですね。

全体的に4,600万円からの高額な補助をする内容になっております。

それで、恵津美ハイツ改修事業補助金2,500万円については、この予算資料を見ますと、内容については分かりました。

ちょっと思い出すと、築24年になる恵津美ハイツということですから、平成6年から、恵津美ハイツができ上がった。

そんなことで、ポロシリ福祉会も他にたくさん施設あるのですが、思い起こせば、確か昭和58年ぐらいだったと思うのですけれども、中札内高等養護学校が開設しましたよね。

その当時、皆さんがやはり福祉の村をつくるために、高等養護学校をとということで、道立の高等養護学校を誘致しました。

そのときの卒業生が出てくるものですから、それでポロシリ福祉会として、上札内、こちということいろいろ施設がつくられてといということで、単なる今の現状の福祉ではなくて、そういう過去からずっと流れてきた先輩諸氏あるいはまた住民がつくってきた福祉村構想に基づくポロシリ福祉会なのですね。

そんなことで、私の言いたいことは、先ほど申し上げたとおり、今年は4,600万円と

いう非常に村財政に寄与が小さい中でも、皆さんからいただいた税金の中で4,600万円をポロシリ福祉会に補助をすると、こういうことになるわけです。

そのためには、多くの住民の理解が必要となってくるわけですが、現在のポロシリ福祉会の運営、いろいろ支障ありますからあまり細かくは申し上げませんが、少し住民から遠ざかっている部分がある状況が耳に聞こえてきます。

特に商工業者かなというふうに聞いているのですが、そんな関係で反感が非常に持たれている声を聞きます。

そこで私は、こういう小さな村においては、基本的に共存共栄というそういう考えを基本に、地域から親しまれる社会福祉法人として運営されるように期待をしているわけですが、そういう、今後村としてそれらに向けて指導をしていただきたいと思うのですけれども、その辺の基本的な考え方についてどのように考えておられるか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） ポロシリ福祉会への補助金についてでございます。

今、ご質問あった内容で、黒田議員が述べられたことについてはまさにそのとおりかなというふうに思っています。

当然、村民と村と、利用者も含めて、法人、共存共栄の間柄ということになるかと思いません。

なぜかと言いますと、それぞれ障がい者福祉、高齢者福祉それぞれの担い手であるということ。

それを統括している村。

ただ、ポロシリ福祉会自体が社会福祉法人であるということがございますので、それを指導監督にあるのは北海道ということになるわけでございます。

現実的には村も運営補助をこういった形で出すことで今予算を組んでおりますので、当然その補助金の部分については、それなりに正規な形で利用者に迷惑をかけないということで法人運営をしっかりやってもらいたいというのは当然ついているわけでございます。

今、法人に対する立場としては、さまざまな形で、前の定例会でも、一般質問もございましたし、関わりは持ってございました。

ただ、指導するとかそういった形になっているかというところまではいってない。

なぜかと言うと、法人としても社会福祉法人ポロシリ福祉会としても一つの法人でございますので、人事等については、その法人の内部できちんと決定をするというのがベースになっているからでございます。

そこに村として口を出していくところまではいかない。

ただ、これまでの経緯の中で、いろんな面で齟齬が生じた部分があって、そういった部分についてはきちんと話し合いをしてほしい。

そういった調整等については、村としてもこれまで行ってきた。

このスタンスは、これまでも恐らく変わらない形でいくのかなというふうに思っております。

ただ、指導監督の立場が北海道含めてあるわけで、そこに対する意見具申、村としても質問をするとか、そういったことはある程度はこれまでもやってきていましたので、それも含めて継続するような形になるのかなというふうに思っています。

今のところ、年を明けてから以降、その辺のことでの具体的な動きが今のところはない。

いうふうにお聞きをしております。

ただ、これがどうなるかはまだ私たち、村の方としても確実にどうなるというところはちょっと言えませんので、ケースバイケースで、どちらにしても対応していくしかないかなというふうに考えているところでございます。

ちょっとうまく答弁できていない部分もあろうかと思いますが、基本的スタンスは、障害者福祉、高齢者福祉の担い手という点では、共存共栄していく立場にあるという点では、ご意見のとおりというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 指導監督云々というのは、規定上北海道になっているのかな。

上部機関のことだというふうに思うのですけれども、私の言っていることは、村民が考えていることを代弁して言っているのですけれども、先ほども言ったとおり、財政規模が非常に小さいながらも、多額の補助金を出している。

よって、その代表が村長筆頭に執行しているわけなのですけれども、あまり福祉会に遠慮というのか、当然適正な運営やってもらわなければならないのですけれども、やはり村民が思っていることについては声を大にして、やっぱり言ってもらわないと、これ、補助金もらうものはもらいますよ、運営するものは勝手にやらせてもらいますよと、そういうことでは村民としてはやっぱり理解できないわけですね。

それで私が思うのは、共存共栄ということで、特に商工業者という言い方していますけれども、そこら辺の精神をやはり、ポロシリ福祉会にもきちんと持っていて、ともに助け合っあっていこうという格好を基本に置かないと、物が高い安いで全部処理されると、やっぱりうまくいかないのですね。

やっぱりそういうポロシリ福祉会があることによって、生活している人たちもたくさんいる。

また、それによって助け合っている業者もいるのですけれども、それが全部ほかの方に移りますと、いろんなこれから弊害というのですか、値段だけでなくいろんな弊害が私は起きてくるから言っているのですけれども、そういうことで、代表して村に対して言っているわけなのですけれども、そういう村民の声が大きいよという声を大にして、やはり補助金を出すときに、やっぱりそういうことも是正してきちんと適正な運営やってほしいということ。

遠慮することないと思うのですよ。

そんなことをやっぱりきちっと言うときは言っていたきたいなということですよ。

それで、冒頭ちょっと聞くの忘れたのですけれども、恵津美ハイツ改修事業補助金については2,500万円、資料に出ていますから分かりました。

もう一つのポロシリ福祉会運営助成補助金2,092万8,000円というものを今年度出して、合計で4,600万円ということなのですから、この補助金の中身ですね。

今日あまり細かく言えないでしょうけれども、そういうアウトライン的にこういうもので2,500万円をポロシリ福祉会に補助として今年度出しますよということを、本議会で述べていただいて、後ほど詳しい資料についてはいただきたいなということで議長に要求したいというふうに思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（高橋和雄君） 最初に基本的な考え方を答弁してもらって、もう一つは、その資料、後から出せますか。

2,000万円の内訳。

高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） まず、ポロシリ福祉会運営助成補助の2,000万円余りですか。

こちらの方につきましては、従来からある補助金でございますけれども、ホームヘルプサービス事業、あとはデイサービス事業に対してかかった経費、ポロシリ福祉会が得る収入差し引いた、どちらかというとなんか運営費の助成という形で村が支出するものであります。

資料の方につきましては、ご要望ありましたので、後で配布させていただきたいと思っております。

まず、二つの事業でありますけれども、ホームヘルプの方につきましては、2,000万円のうちの内訳としまして、1,072万9,000円。

あとはデイサービスの方が1,243万6,000円という形になってございます。

○議長（高橋和雄君） もう一つ、先ほどの共存共栄の関係で。

高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 失礼いたしました。

ホームヘルプの方が942万9,000円です。

デイサービスの方が1,149万9,000円。

合わせて2,092万8,000円という形になります。

失礼いたしました。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 当然補助金を出している以上、言うべきことは言わせていただくべきだというふうに思います。

今後、新年度、予算を執行する段階では、しっかりとした経営状況も含めた法人からの提出書類を受けて、それを補助決定するかどうかという判断をするわけでございますから、その段階で、これは今、福祉課長が答えた運営助成の補助金、これらもすべてそうですけれども、建設に係る助成も含めて、当然決定に当たっては、そのことのみかどうかは別としても、きちんとしたバックボーンを持った事業として行ってもらいたいということも含めて付記することは当然可能だと思いますし、その時点でどういう状況にあるかということとはちょっと分かりませんが、それなりの必要な指示事項については、きちんと付記をした状態で、交付決定をするのであれば、していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そういえば、このポロシリ福祉会に対する委託しているかも含めて、相当に関わり合い深いんですね。

言ってみれば、中札内の職場的には、役場、農協よりも大きいのかな。

ですから、地域と関わるのが非常にまた、我々が考えている以上に多いということです。

それで、運営も大変だというふうに思うのですが、それでまとめて非常に反感を持っていることが、ごく最近というのですか、結構耳に入ってくるものですから、やはり私たちは税金納めている中で、全然やっぱり反応がないということを知ることから、当然私は大きい声で言わなければならないので、その辺、村長筆頭に、住民の声として、それらの補助をするに当たって、そんなことをぜひ、適正な形で運営されるように、ぜひ言ってもらいたいなということです。

○議長（高橋和雄君） 意見として聴取させていただきたいというふうに思います。

それで、10分まで休憩をしたいというふうに思います。

今日、議運を予定しておりますので、若干早めに終わるように打ち切らせていただきますので、ご了解を願いたいと思います。

それでは、10分まで休憩させていただきます。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時08分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

3款民生費、4款衛生費、5款労働費の質問を続けさせていただきます。

黒田議員のさっきの質問はあれでいいですね。

そのほか、質疑、お願いをいたします。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） それでは、1点、71ページ、先ほど担当課長がお話になりましたけれども、下段、生活支援ハウス運営事業の委託のところ、大変申し訳ございません、ちょっと聞き漏らした部分があるのですけれども、委託料の値上がりという形を受け止めましたけれども、先に皆さま質問をされておられた法人の給食を外部発注にしたという件からの流れかとは思っていたのですけれども、外部発注にした結果の食事を含めたあれでの値上げというふうを受け止めましたけれども、申し訳ございません、もう一度その部分、お願いいたしたいと思うのですけれども。

○議長（高橋和雄君） 平澤福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（平澤悟君） 今ご質問のありました生活支援ハウスの委託料の関係ですけれども、値上がりの分については、給食部門の委託に伴うものになります。

今までは、生活支援ハウスの給食に関しては、会計上、経費を計上しなかったもので、恵津美ハイツの部分の経理に含めて計算していた部分がありまして、それを外部委託に伴って、生活支援ハウスの経理の中に参入したことによって増額をしたというような流れになります。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 分かりました。

外部発注したから個人負担が増えたということではなく、今の説明では、恵津美ハイツの分に上がっていたものを、いちげ荘に移したという形で受け止めてよろしいですね。

それでは分かりました。

ポロシリ福祉会、法人でございますけれども、給食サービス事業を提供してございます。

村内住民、高齢者に対して給食サービスを提供しておりますけれども、今までどおりの給食サービス、配食、値段と受け止めていいのか。

社会福祉協議会からも助成があつて、個人負担が幾らでという決まりの中で、高齢者給食サービス受けておりますけれども、そのところで、今申した料金の変更がないのか。

外部発注にした分で何か問題が起きているかどうかを、1点お聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 社会福祉協議会の方でやっている配食サービスですね。

とりあえず村の方では、いちげ荘の給食について、経費として参入させていただきたいという要請を受けて、今回増額はするのですが、1食当たり配食サービスの価格が上がるという話まではちょっと聞いておりません。

なので、ちょっとここではご回答できません。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 給食サービスの値段等々の変化はまだ聞いておられないということでもありますけれども、この給食配食サービスにボランティアがいろいろ関わってもおきません。

中札内市街地は恵津美ハイツから給食配食、決まった日にちに何件かに配ってあるのですけれども、それらの業務は、そしたら、今の給食を提供してくれる業者との関係でいいのか。

そのまま法人を通しての関係でいいのか、ちょっとお伺いをしたいと思うのですけれども。

もう一つ、のぞみ園、みのり園から上札内地区の分が何件か出ています。

それも今までどおりの実施、継続サービス提供でいいのかどうかも一つ伺いたいのですけれども、そこら辺は何かお伺いできるものがありましたら。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） ポロシリ福祉会全体の分を委託するという話でお伺いしていますので、配食サービスについても今までどおり継続、食数を減らさなければならぬとかという影響は出ていないという理解をしております。

あと、上地区ののぞみ園、みのり園につきましても、同じように委託による給食に移行するだけで、今までおられた職員の方々がどうなるかという話はあるかと思いますが、食事のサービスは施設においても今までどおり継続するという話でお伺いしています。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） そういところのサービス低下にならないような形とか、急に業者が変わったから料金がどうしても上げざるを得ないとかということにもならないよう、また、社会福祉協議会との連携をやはりきちっとしておかなければ、向こうへの補助金等々の関係もありますし、そこら辺をきっちりと協議していただければと思います。

先ほど、ほかの議員の方からもありましたけれども、非常にポロシリ福祉会、私もこの職を担うまでは役員として関わっていたのでものすごく心配もしていることですし、言いにくい部分が非常に、この場ではございます。

そういうところもありますけれども、先ほど言われた商工協同組合との関係が大変になっておるといのも把握しておりますし、特に食品部門、また、大きな冬期間の灯油、燃料等々の支給をしている村内の業者への非常に大きな問題が生じているのも間違いなく出ておることではありますけれども、村としても何かそれへの対応等々、商工協同組合との何か話し合いをできる場があったのかどうか、もしありましたらお聞きをしたいと思うのですけれども。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） まず前段の社会福祉協議会配食サービスの関係でございます。

これは予算の編成を続けていく中で、社会福祉協議会からの補助金内訳を精査した段階では、これまでどおりの計上ということでございました。

ただ、予算の査定自体をやっていたのが1月末ぐらいまでなものですから、少し社会福祉

協議会の方にはもう一度確認をしてみる必要があるのかもしれませんが。

社会福祉協議会の事務局長には、その配食サービスの単価だとかその辺の動きはあるかという確認は私自身ちょっとしたことがあります、その時点ではなかったということではございました。

つまり1月末ぐらいの時点の話であります。

それと、商工協同組合の関係でございます。

ご相談は確かにありました。

あったのですが、そのときの相談としては、これから商工協同組合自体がこのまま存続することができないという話をお聞きしました。

それで、一括村の入札や何かに参加するときはどういう手続きを取ればいいのかと。

単体で、個別の商店が参加するときはどうしたらいいかというご相談でございましたから、今、中間の入札の指名業者の受付をするちょうど期間でございましたので、その手続きについてはお話をして参加をすることにはなっていたかというふうに思います。

ただ、そのときにもお聞きしたのは、全て商工協同組合なりその組織を通して法人が発注するものについては、かなりの割合でどうしても落ちてしまうと。

委託業者を通じてという話になるので。

ただ、法人の方に確認をした段階では、その割合はすべてではないという話でこちらはお聞きをしておりません。

ただ、商工協同組合からお話を聞いたときには、かなりの割合がどうしても村外ではなくて、その委託の給食を調理して提供する民間の会社の方で一括発注してしまうという流れがございましたので、結果的に、その商工協同組合がなかなか存続していけないということもあって、先ほどのような村の入札の場合はという話になったというふうにお聞きをしております。

ただ、村としてその決定に際してというところには、なかなか答えづらいところはありませんけれども、もしかしたら遅きに資したのかもしれませんが。

ただ、法人の理事会なり評議委員会として、次の調理の手法を外へということ自体は、理事会の中の決定事項、当然評議委員会にもかかっているわけでございまして、それを覆すというようなことが村の段階でできるかということもありますので、今の段階では、そういうところの情報収集のところまでしか行っていないというのが実態でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 衛生費の予防費のところではちょっとお聞きしたいと思います。

予防接種の件なのですけれども、新生児の子どもがかかる病気なのですけれども、ロタウイルスですか、これの予防接種というものが、多分今うちの診療所では受けれないと思うのですけれども、これあたりを村内の村の診療所の中で受けることができないのかなど。

予防接種となっていますけれども、ワクチンだということでございます。

ノロウイルスに似た病気だということなのですけれども、確か保育所あたりでもロタウイルスが出ていたような気もするので、もし、このロタウイルスの予防接種等も村内の診療所が受けることができないかちょっと検討していただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） ただいまのロタウイルスのワクチンのご質問について

ですけれども、診療所の方では、一度打てるかどうかというようなお話をしたことあるのですけれども、扱っていないというか、受けることはできないということお返事をいただいて以降、ちょっとお話しはしていません。

ロタウイルスのワクチンが確か生後6週目ぐらいから受けれるワクチンになりますので、かなり早い時期なので、多くの村民の方は生まれた病院ですとか、帯広市内の小児科等で受けてきているというのが現状だったかと思います。

ちょっと直近、その話を診療所の先生とはまだお話しはしていません。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） この予防接種ですけれども、これは任意接種ということで、受ける方もいれば受けない方もいるということなのですけれども、結構この1回当たりの単価が高いみたいなのです。

3回接種と2回接種があるらしいのですけれども、3回接種の場合ですと1回8,000円、そして2回接種だと多分1回1万2,000円というふうに聞いております。

ある程度受けておいた方が、かかっても重い症状にならないということで、できれば受けておいた方がいいのではないのかなというふうに思うのですけれども、やっぱりどうしても任意接種ということで受けない人もいるということで、やっぱり今後こういった新生児あたりの予防接種にも、ちょっと村の方も力をお貸ししていただくと、受けていただけるのではないかなというふうに思いますし、出来れば、今のところ更別か帯広の病院でないと、このワクチン接種ができないということなので、出来ればうちの診療所でも扱えるのであれば扱ってもらった方が、村の子どもたちもお母さん方も助かるのではないかなというふうに思いますので、ちょっとお聞きしました。

もう1点ですけれども、村政の執行方針の中で、診療所の後継医師の件で謳っていたのですけれども、現医師と連携協力しながら、今後検討していくということで書かれていたのですけれども、森田村長、新しくなってから、鈴木先生と一度会ってお話されたのではないかなというふうに思うのですけれども、今後の後継医師について何か話し合われたことがあれば、もし差し支えのない点でよろしいので、その辺ちょっとお話をいただきたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 1点目、ロタウイルスの件ですけれども、管内状況等確認して、今後導入が可能かどうか検討してまいります。

○議長（高橋和雄君） 森田村長、お願いします。

○村長（森田匡彦君） 先ほどの村診療所の医師、後継医師の関係でございますけれども、一度鈴木先生と、事務長交えてお話をさせていただいて、今現状の診療所の経営の状況であったり、また、今後の見通しであったり、そしてまた、今、医師の確保の現状であったりということから意見交換させていただいております。

なかなか非常に難しい課題をはらんでいるなというふうに思っておりますけれども、ただ、本当に、持続的な医療体制の確保、どうするのかという議論はしっかり進めていかなければいけないのはもう間違いないことですので、その上で、村政執行方針の方にも示させていただいたのですけれども、スピード感を持って、今後も鈴木医師と、もしくは、それ以外の医療関係機関等々と情報共有、情報収集等図りながら、いかに、中札内村にとっての医療体制とはどうあるべきなのかということをしっかり研究して、持続的に安心して暮らせるような医療体制目指して取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

今本当に具体的にこうしますということはちょっと申し上げられないのですが、しっかり取り組んでいきたいということだけお伝えしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） では1点だけお願いをいたします。

予算書の100ページ、予算資料の27ページのピロリ菌検査の関係です。

これについては、私も平成26年の12月の一般質問いたしまして、この制度の創設と推進を図るべきだと、こんなことの思いがあるわけですが、平成30年度から新規事業ということで取入れることになったと。

非常に喜ばしいことだというふうに私は思っています。

それで、いずれにしても一人でも胃がん患者を減らすという意味のこのピロリ菌の検査なのですが、それで、内容については資料に出ていますから大枠としては分かるのですが、住民健診時かな、北海道対がん協会巡回検診、帯広厚生病院巡回ドックということで、そのときに検診をするということですから、これは分かります。

よりまして、やはりこれもピロリ菌検査って何なのさという形で終わってしまうと、せっかくの事業が効果なく、また1年で終わってしまうので、ピロリ菌検査というのはこういうことでこういよというものを知らない人でも見ることによって、そしたら低料金だから受けてみようというそんなPR方法というのかな、そんなことをひとつ研究する必要性があると思いますし、健康づくりを進める職員の意欲にもかかっていることだというふうに私は思いますので、そこら辺のPRの関係と、併せて、検査については血液検査と検便の二つがあるのかな。

管内町村でももうすでにそのころから実施しているところがあったり、帯広市も新聞に出ていましたよね。

それで聞きたいことは、血液検査で検査をやるということなのですからけれども、一人1回個人負担は1,000円ということなのですからけれども、全体として幾らかかるのか。

恐らく2,000円とか3,000円だというふうに思うのですが、そうすると、この82万円、何百人見込んでいるか、その辺をお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） ピロリ菌検査につきましてですが、まずPRのことですけれども、胃がん検診をまず受けていただきたいということもありますし、胃がんになるリスクに対してピロリ菌の除菌というのも大きな効果があるということですので、そこら辺合わせて、がん検診も受け、ピロリ菌の検査も受けていただきたいということも併せて周知をしていきたいなというふうに考えています。

分かりやすい説明ということで、初年度の取り組みになりますので、集団の検診に合わせて実施していくことになりますので、そのPRのちらしの中に含めて入れていく形になるのかなというふうに思っています。

2点目の検査方法ですけれども、血液検査を想定しています。

特に厚生病院の巡回ドックと施設ドックについては、病院の方で血液検査によるピロリ菌の検査を実施するというところで実施していますので、そちらを考えています。

併せて、対がん協会の方は、便の検査も可能ではあるのですけれども、血液検査ですとちょっと余分に血液を採って検査をするというような手軽なことでできますので、血液検査

で実施していくということを考えています。

3点目の人数の見込みというところなのですが、初年度ですので、どのぐらいの方が受けるのかというところ、ちょっといろいろ考えたのですが、検診を受けている方の6割ぐらいが受けていただけるのではないかとというふうに考えまして、対がん協会、厚生病院の巡回ドック、施設ドック合わせて385名ほどを見込んでおります。

血液検査の委託料としましては、一人2,410円かかるような形で見積りをいただいております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 分かりました。

これ、検査をしてピロリ菌ない人については罹る率もゼロとは言わないけれども低くなるのですね。

ピロリ菌ある人は、除菌をすることによって罹る率も非常に少なくなるよということの、あるかないかの検査だと思うのです。

よって、ピロリ菌検査をやることはこういうことで必要なのだということをつかれない人に分かるようなことでのお話とPRの紙ですか。

そんな要点を捉えて、そしたら受けてみようということの必要性があるからここで検査推進していこうということなので、ぜひ、それに向けて内部でどうすることが一番皆さんに広く受けていただいて、中札内村から一人でも胃がん患者を減らすと、こんなことをぜひ頑張っていたきたいというふうに思いますが、そこら辺はどんなものなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） ピロリ菌の感染が分ったら、除菌をしなくては行けないので、その除菌治療を受けてリスクを減らしていけるというようなことはお伝えをしていきたいなというふうに思います。

ピロリ菌を除菌したからとってがんにならないわけではありません。

慢性胃炎が発症して、長い年月をかけて萎縮性の胃炎になって、それががんになり、一部進行してしまう可能性があるということです。

ある程度の年齢まで萎縮性胃炎が進んできた状態で除菌をしたとしても、その後、胃がんになる確率がゼロではないので、これをきっかけに、胃がん検診にも関心を持っていただいて、胃がん検診も毎年受けていただきたいというようなこともきちんとお伝えをしていきたいと思っています。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 関連でピロリ菌検査について質問いたします。

今回は40歳以上ということで検査をしていくということなのですが、なぜ40歳から上ということにしたのか。

私は、実はこの胃がん検診については、もっと若い年代からやるべきだというように思っておりまして、なぜ若いうちの方がいいかというと、40歳までに除菌をすると90%以上の効果があるということで、そういう効果が大きいということです。

そして、50歳代になると、40歳までにした人に比べて、男性で73%、女性で90%、60代になると段々下がっていきます。

男性では47%、女性では82%、70歳以降では、男性が73%、女性は70%ということで、除菌する年齢によってやっぱりその効果が少ないということがデータとしてあり

ます。

それで、ほかの帯広市などでは中学生を対象に、この検査を行っています。

帯広市の場合には、中学生全員、29年度には対象として実施したかというように聞いておりますし、そして、その検査内容というのは、今回本村では血液でやるようなことで今説明がありましたけれども、帯広市は尿検でやるということでありました。

それで、尿検の方が検査料としては安いのかなと。

1,000円ぐらいでできるのかなというように考えていたのですけれども、まず、40歳からということに決めた内容ですね。

それをお答えください。

○議長（高橋和雄君） 高桑福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（高桑佐登美君） まず、40歳からにした理由ということなのですが、対象年齢を今回決めるに当たっては、内部でもいろいろ協議をして、若い世代はどうかのだろうという話も実際はあったところです。

ですが、平成30年度については初年度になります。

マイナスだった人には毎年受けていく必要はない検査ですので、初年度については40歳以上というところが妥当かなというふうに判断した根拠としては、胃がん検診の対象が40歳からというふうになっていますので、そちらと合わせてPRをしていって、将来的には少し広げるという選択肢もあるかもしれないのですけれども、30年度については40歳からというふうにさせていただきました。

議員がおっしゃったように、感染率も年齢が高くなるとかなり高くなってきます。

50歳以上で7割から8割ぐらい感染しているというふうな報告もありますので、先ほど言った385人の方、もし全員受けたとしたら、二百四、五十ぐらいは陽性というふうに出てくる可能性もあります。

その方たちに、内視鏡を受けて治療、除菌をしていただくところもきちんと取り組まないと、結果的には成果は出てこないというふうに捉えていますので、平成30年度については40歳からということで対象を決めさせていただいた経過があります。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 経過については分かりましたけれども、先ほど私が言いましたように、やはり若いうちに除菌をする。

40歳前、中学生を対象にすると、本当にそんなにピロリ菌に感染しているという人は少ないのですけれども、その時点で見つかって除菌をしておくと、本当に将来的にも感染が少ないということも言われているようなので、今後の検討として、そういう中学生あたりから対象にして実施するというのもぜひ検討していただければというように思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聴取させていただきます。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 予算書の81ページの先ほども説明がありました放課後児童クラブの運営費として計上されていますけれども、その内容とはちょっと違うのですけれども、いろいろと村内放送や新聞等で職員の募集がしょっちゅう行われていることに対して、私もきちんと職員がいて運営ができていますのかなという不安があります。

そこで、今の運営状態、それについて、どういう状態で本当に職員がきちんと配置されている状況にあるのかどうか。

そこら辺がちょっと気になる点がありますので、お答えいただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 平澤福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（平澤悟君） 今ご質問のありました放課後児童クラブの運営の関係ですが、現状で言いますと、嘱託職員が担任みたいな形で受け持っている部分と、あと、パート職員が数名ということで運営がされております。

特に問題があるというふうにはちょっと認識していない状況にあります。

あと、募集の関係ですけれども、この関係は嘱託職員がちょっと不足しているといえますか、その部分をもう1名採りたいというところで募集をかけているような状況にあります。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） では、常に募集したら応募されているという認識でよろしいのでしょうか。

社会福祉協議会全体としての募集もあるのかなと思いますけれども、何か本当に数回に亘って募集している状況がちょっと気になるので、そこら辺で私質問したわけなのですが、今の状態では十分にそこら辺の機能がなされるような職員体制であるということでは捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 先ほど補佐の方から説明いたしました。

十分だという認識は村の方もしておりません。

嘱託職員1名、加えてパート若干名という募集をしていたかと思いますが、以前、開所の時間帯を長くしたことに伴って、職員数多くいなければ勤務がちょっと違反してしまうという状況もあるので、実際問題、嘱託職員は3名いるのが通常です。

今のところ、募集してもなかなか来ていただけない。

2名でやらざるを得ない。

足りないところはパートの職員さんでつなぐというやり方ですので、十分かと言われると十分ではありません。

先ほど申し上げましたとおり、募集をしても人材がいらないというのが実態です。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをさせていただきます。

審議の途中ですが、本日の会議をこれまでとして、明日13日午前10時から本会議を開きたいと思います。

このことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、

したがって、本日はこれをもって延会とし、明日13日午前10時から本会議を開くことに決定をいたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後 4時45分